

第六十一回 参議院農林水産委員会會議録第十七号

昭和四十四年五月十五日(木曜日)
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 任田 新治君
理事 高橋雄之助君
官崎 正雄君
達田 龍彦君
矢山 有作君
藤原 房雄君

委員

亀井 善彰君
河口 陽一君
栗原 祐幸君
小林 国司君
櫻井 志郎君
田口長治郎君
温水 三郎君
森 八三君
和田 鶴一君
足鹿 覺君
杉原 一雄君
武内 五郎君
鶴岡 哲夫君
中村 波男君
沢田 実君
向井 長年君
河田 賢治君

国務大臣

農林大臣 長谷川四郎君

政府委員

大蔵省主計局次長 相沢 英之君
農林大臣官房長 大和田啓氣君
農林省農政局長 池田 俊也君

農林省農地局長 中野 和仁君
水産庁長官 森本 修君
事務局側 常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員

大蔵省主計局主計官 松下 康雄君
建設省都市局参事官 山下 武君

本日の會議に付した案件

○漁業近代化資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業協同組合法の一部を改正する法律案(第五十八回国会内閣提出、第六十一回国会衆議院送付)

○農業振興地域の整備に関する法律案(第五十八回国会内閣提出、第六十一回国会衆議院送付)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
漁業近代化資金助成法案を議題といたします。これより質疑に入ります。本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田鶴一君 大蔵委員会も開会されておりますが、大蔵省はたいへん忙しいようですから、まず大蔵省に対して二、三質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、きわめて簡単なことでございますが、質疑の順序といたしまして、年々歳々予算を査定するときに、各省の一応のワケがきめられておつて、そうして経済の成長率に応じて税の増収がある。そうすると、これは昨年度の何%増だという目安を置いて、きわめて機械的に算術計算をして、そうして新年度の予算のワケをきめてい

るような感じがするのですが、まずその点どうか、ひとつお教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(相沢英之君) 各省庁の予算の査定をいたします際に、来年度における総体の予算規模がどの程度になるかということに当然念頭に置いてはおりますけれども、個々の省庁の個々の事項の査定をいたします場合に、私どもはあくまでもその経費の必要性というものにつきます。そのほかの経費とのバランスなり、あるいはタイミングを考へて査定をしておるわけでございまして、総体のワケ、その省庁の総体の経費の額をどの程度のワケにおさめるかというようにものをあらかじめ考へてやつておるのでないことは、はっきり申し上げられると思ひます。

○和田鶴一君 まあ政府がいろいろの政策を公表いたしました。たとえば社会福祉政策であるとか、あるいは住宅対策であるとか、非常に重要問題等につきましては、そうしたいま御答弁のようなことも了解できるような数字も見られます。ところがそうでない場合、具体的に検討していただきますならば、相当思い切った査定しかたを当然なされなければならぬと思ふような、そういうことに対して非常に消極的な態度で臨んでおるというところは、私も教回の経験を通して言えるのであります。きわめて抽象的なことでございまして、具体的に申し上げますと、農林省は大蔵省に對して力が弱いのか、あるいは努力が足りないのか知りませんけれども、そういうような点が強く感じられるということと、同時に、いま私が何を言わんとおるかといふと、この漁業近代化資金制度が今度出されまして、きょうから質疑に入つたわけでございますけれども、これが一応今日のような仕組みで出されるまでも、いろいろ農林省、大蔵省と交渉があつたと思ひます。そこで私がいまから申し上げますことは、私は

国会に出るまで十六年間ばかり沿岸の漁業協同組合の連合会長という仕事をやつておりました。そこでその十数年間の経験を基礎にしてお伺ひするわけであります。少し説明が長くなるかと思ひますが、趣旨をわかつていただけたために例をあげながら申し上げますが、話が少しさかのぼりますけれども、新しく漁業法がつくられて、新しい漁業制度が設けられました。その当時、昭和二十三年七月の漁業権センサスを基礎にいたしまして、沿岸漁業あるいは漁家漁業、それらを全部ひっくるめて政府が一度これを買ひ上げた。そして新しい漁業法に基づいてはつきりとした新しい精神に基づいた漁業秩序をそこに打ち立てて、その傾向のもとに免許、許可を行なつていくということのために、日本の漁業権一切を政府が二十三年七月の漁業権センサスを基礎にして、それを価値判断をして買ひ上げた。その総額が百八十一億円、當時のお金とすればたいへんな額だと思ひます。ところがその百八十一億円に対する政府の考

え方といたしましては、新たにこれを免許、許可を行なつた場合に、新しい免許料、許可料を課して、そしてこれを回収をはかるという傾向であつたのであります。ところがその当時の日本の沿岸は、外地から引き揚げてまいりました人たちはわりあいに漁業というものは着手が簡単でできるといふようなことで、沿岸に漁業者が密集してまいりました。そこできわめて密集した沿岸の漁業の状態をそのまま放置するわけにはいきませんので、政府といたしましては沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へとという政策を立てて、あるいは金融制度等も考慮しながら、沿岸の密集した漁民を間引くというそういう政策を続けてきたのであります。

と同時に、私たちもまあ千載一遇の好機といふか、この百八十一億という漁業権証券であります

が、五カ年間資金化できない、五分五厘の利札つき漁業権証券であります。そこで千載一遇の好機にこれから新しくひとつ、新しい制度のもとに計画を出発させるという段階で、これはもう何と云うか、それを免許料、許可料で払わなければならぬということではなくて、自分たちの新しい漁業への出資の基金にしてもおなじやないかという運動が起りました。そしてそれが国会にも反映して、要するに納めなくてもいいということにしてもらったのであります。その当時大蔵省ではしてやられた、ひどい目にあつたという強い感じが、大蔵省に残りまして、日本書紀ではございませうが、歴代語部というものがあつて、今日にもそれが大蔵省で語り伝えられておる。いわゆる漁業予算に対する皆さんの態度というものが、そこに大きく何らかの好ましからざる考え方が伝統的に残つておるといふふうに、私は自分自身で思ふのであります。まあこれに対するお答えはノーと言ひにきまつておりますが、その次に漁業手形の制度がございました。これは大蔵省から金が出たわけでもないし、また補助金をしてもらったというでもなく、漁民自身が制度に基づいて基金をつくつてやつたわけですが、これはきわめて不首尾に終わりました二年ぐらゐでその制度が消えてしまつたのであります。このこと自体は直接の経費の支出はございせんけれども、客観的に漁業に対するきわめて好ましからざる要素の一つとしてやはり大蔵省はこれを把握いたしておると思ふのであります。——私は発言中ですが、補足説明するということですから、相沢次長どうぞ行つてください。

そういうことで、私は、それではこういう点をいろんな角度から感ずるのでありますけれども、直接この漁業近代化資金の問題に關しまして中小漁業信用保証制度をうまく活用して、そうしてこの近代化資金の運用を円滑に行なうといふところ、いろいろあるいは保険料の引き下げであるとか保証料の問題とかということが交渉されたと思ふのでありますけれども、現在いろいろ農林関係で

も農業信用保証制度、開拓融資保証制度、林業信用保証制度あるいはまた別に中小企業信用保証制度等いわゆる保証制度はたくさんございますけれども、この内容をいろいろ検討してみまして、漁業の中小漁業信用保証制度に対する条件といふものがきわめて過酷に扱われておる。たとえば借入れを申し込む者は出資者でなければ絶対に保証は受けられない、そうしてその出資金に対する保証の倍率といふものも他に比べましてきわめて低く押えられておる。たとえば四千万という限度がきめられておりますが、マグロ漁船をつくりたいという者が上限の四千万円を借り入れたい、そこで信用保証協会の保証を受けてやるといった場合に、その保証協会で定められておる約十五倍の倍率を考えますと、少なくとも二百七十万程度の出資をしなければこの近代化資金制度ができてその恩恵を受けることができないのであります。そういうふうな他の制度に比べますときわめてきびしい制約を受けて査定をされておるといふこと、こういう点を直接この問題に關係して私は感じるわけでありませう。

もう一つ考えられますことは、実はこの前の第四次漁港整備計画の承認のときに私は大蔵省の出席を求めたことを憶ひまして農林省の官房長に言つたわけでありませうけれども、二千五百億の当初農林省の要求に対して大蔵省の査定が千八百億、そこで私たちがたびたび福田大蔵大臣に面接いたしましたのでその必要性を強調いたしました。そうして最終的には二千三百億という額をきめていただいたことを思い出しております。もちろん具体的に同じ農林省の問題と比較いたしましては、同じ食糧といふ点から考えますと、米は千四百百万トンといふ点で、いろいろ食糧特別会計等を考えると膨大な出資をいたしております。魚は七百二十万ないし七百五十万トンといふ、お米の半分以上の生産をいたしておりますが、農林省全体の予算から、水産庁全体の公共事業を含めた予算を考えると、四十四年度の予算にいたし

まして五%弱であります。五カ年間に二千五百億といふことにささやかな要求に対して、当初千八百億という査定をしている。この漁港の整備といふことは、ただ単に漁業の生産の増強をはかるといふことだけではなくて、日本じゅうの沿岸につくられるものでございますから、それはもう日本の国土防衛の防災事業であるといふことも兼ねております。こういう実態がよくわかつておるはずであるのに、大騒ぎをしてやつと五百億程度をかき上げするといふような態度からみると、あなた方はノーと言ひますけれども、私は意識的にそういう差別的な考え方を当然持つておると思ひます。

そうしてそのよつて来たところを申し上げますと、漁業権証券に私は直接端を発して、ようしやれと、ペテンにかかつたといつたやうな、そういうことが歴代大蔵省に語り伝えられておる。そういう考え方の根拠をなしておるのじやないかといふふうには私は思ふのです。これは私は十数年の経験に基づいて、そのつど交渉にも参りましたし、陳情にも参りましたし、そういうことを反省しまして、今度出されましたこの近代化制度の問題に、保証制度の関連で私はそれを強く感ずるわけですから、これを大蔵省に対して、私はこういうことでは困るんではないかといふことを考えながらお尋ねをしておるわけでありませう。

○説明員(松下康雄君) 水産関係予算全般の査定に当たりましての大蔵省の、まあいわば査定の態度につきましての御質問でございますが、先ほど相沢次長からも申し上げましたように、私どもも査定に当たりましては、全体の金額の総ワケでありませうと、伸び率でありませうと、そこら一つのワケの手がかりをいたしまして、そこら一つのワケの中に必要であらうなところが予算の総額を押し込んでいくといふやうな考え方は全くとつておらないのでございまして、個別に要求された事業なり施策の内容をそのつどの情勢に應じてましてできるだけ適切に判断をいたしました上で、これを重点的に予算に盛つてまいりたいといふのが私ども

の基本的考え方でございます。ただいま漁業権証券問題につきましての御指摘もございましたけれども、実は何分にも相当以前の問題でございまして、私自身農林省予算を担当いたしておりますけれども、その当時の詳しい状況につきましては、ただいまの先生の御指摘によりまして実は初めて承知いたしましたやうな点も少なからずあるものでございまして、そのような過去のいきさつその他によりまして予算の査定の態度が變つていくといふやうなことは決してございせんので、その点は御了承をお願い申し上げます。

本年度の水産関係の予算につきましても、内容的には私も要求に應じてまして、ただいまの時勢から見ても適切と考えられる措置につきましては、特に重点的に予算の配分を行なつたと思つておるわけでございます。問題の、ただいま御審議願つております漁業近代化資金の充足といふような点につきましても、そのような考えから積極的にこれを制度化していくお手伝いをいたしたつもりでございます。

なお、中小漁業保証問題の御指摘がございましたけれども、ただいまの出資その他の関連につきましては、一方におきまして融資保証を行ないます際に、担保を徴求するとかしないとかといふ問題のつながりもございまして、必ずしも出資が行なわれておるといふことが全般的に他の制度に比べまして不利になつておるといふふうにも理解いたしてはおりないわけでございます。保証の保険料につきましては、先生も御承知のとおり、本年度〇・八%から〇・七%への引き下げを行ないまして、これに伴ひまして保証料につきましても今後軽減を行なうことができるものと考えております。繰り返して申し上げますが、農業全般の中におきましての水産の持つ将来性なり問題点といふことは、十分考慮に置きながら、今後とも必要な予算については重点的に考えるという態度でまいりたいと考えております。

○和田鶴一君 これは主計官にお尋ねするのはどうも主計官の担当の仕事としてやっていないことなので、ことさら次長の出席を要求したわけでもない、主計官からお答えできる点は答えていただいて、あと次長のはうへ連絡をしておいていただきたいと思います、まあそうじゃないというお答えが出るのは当然であると思いますけれども、たとえば漁船保険というものを取り上げて考えてまいりますと、そういたしますと、このごろでは漁船の装備はきわめて近代化されて、それこそ二百トン、百五十トン、三百トンといったようなマグロ漁船等になりますと、これはまさに網でも底びきでもそうですが、もう昔の軍艦に負けないくらい近代的な装備をしております、事故率というものがきわめて低くなっております。ところが漁船保険の特別会計は、おそろしくうすで四十億ぐらいになっておるんじゃないかと想像するのでございますけれども、そうなるまいりますと、事故率に照らして保険料率が高いんだという答えが出るわけです。ところが、この引き下げ等の交渉をやります場合に、銀行局が、他の民間保険会社との関連があつてそれは引き下げるわけにはまいらないと、それもよくわかります。一昨年、いろいろお願いして十二億割愛していただいて、これが漁船保険中央会で貯金をいたしまして、それから生ずる利息によって漁船保険関係者に、運用がうまくやれるようにということで、その運用をうまくやっておるわけでありまして、そういうふうなところを考へてみましても、私はまだそこに対する配慮が十分ではない、こういうふうに思います。

また、この漁業保証制度におきましても、お聞きをいたしますと——私も和歌山でこの保証協会を自分が責任を持って十年余りこれをやってきました。その当時は非常に苦労いたしました。資は八億円、それに対してこの特別会計の運用によって得た黒字が八億円、十六億程度の余裕金があるそうです。そうして事故率を一応算定の基礎として〇・七%ぐらいを見込んでおるようだけれども、現状は〇・三%、きわめて低いのです。そうして全国の保証の総額が現状では大体三百億程度というふうになっておりますから、三%の事故の総額を見てもきわめて低いのであります。そういう点から考へてまいりますと、私はこの制度そのものに對してもっと保険料を下げるのか保証料率を引き下げるとか、あるいはどうしても出資をやめさせられないのだというならばその倍率をうんと引き上げて認めていくとか、もともと私は将来において業者に対して好意的な措置をしていただきたいというふうに思ふのですけれども、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(松下康雄君) ただいまの保険の事故率につきましては、保険設計上長期にわたりますところの保険収支を左右いたします非常に基本的な重要なデータでございますので、やはり私どもの考え方といたしましては、長期にわたります安定的な傾向値をつかまえてまいりたい、事故率の傾向についても全般的に見まして、これが低下の傾向もつかえるのでございますけれども、一方におきまして常に自然の脅威にさらされながら操業してまいるという点から申しますと、異常な事故あるいは損害の発生ということも場合によつては予想せざるを得ないようなのがこの特色であらうかと存じます。そのような点から、この事故率の計算なりその解釈のいたし方につきましては、十分慎重に検討してまいるべきものと考えておりますので、今後ともそういうような考え方をしております、事故率の推移については十分注目をしてまいりたいと思つております。

また、第二に御指摘になりました融資保証の問題につきましても、出資を条件といたしております点につきましても、現在の林業あるいは漁業の同種の制度との間では均衡がとれておるのじやないかと考へている次第でございます。そのほか保険料率の引き下げ等につきましても、ことし実施したところでございますけれども、保証倍率の問題

につきましても、現在におきましても相当な広いワクの範囲で運用できるようになっておるのでございませうけれども、最高の倍率につきましては、林業と比較いたしましてまた農業と比較いたしまして、特にこれが不利になつてゐるというふうには実は考へないものでございまして、協会におきましてこの実際の業務の運用上非常に慎重な態度をおとりになつておられるというふうな点で、あるいは実行上、このワクの適用につきまして非常に安全を見ておやりになつておるのかも知れませんが、実際の規定上の最高限度倍率につきましては、林業と農業の倍率と比較いたしましてバランスがおおむねとれておると申し上げてよろしいのではないかと存じます。

なお、今後制度の運用上協会その他の実務の面におきまして次第に充足してまいられませうならば、実態面におきまして決して不利にならないような運用を期待することができるとは思ひます。

○和田鶴一君 直接関係ないのですが、いまのお答えで、その保険の異常災害発生ということ、それはよくわかります。それから長期にわたつて見通しを立てるといふことは保険においてきわめてむずかしい。私たちはよくわからない計算のルールがあることもわかつております。そういう場合も考慮して二十億円という金を用意しておけばどんな異常災害、事故が発生しても、十分まかなつていけるのだといふことを聞いておるわけですが、十年も立てば十五億、二十億という余裕が出てくる。この間は十二億出してもらつたけれども、四十億になつておるじやないか、もうすぐ二十億ぐらいオーバーして特別会計に積み立てられるというふうな思ふのでありますから、今後そういう点等をひとつ考慮していただきまして十分配慮いただきたい。

と同時にいまの保証制度の問題ですが、協会自体で倍率を加減すること、それをやっております。ところが保証料等と比較いたしますと非常に差があるわけがあります。そういうような点を考

慮いたしまして、発足当時の漁業保証制度というものはかなり大蔵省でも危険を感じた点もあるかと存じますが、今日におきましてはたいい申し上げましたように、その操業の主体である漁船がきわめて近代化されて、装備がよくつて非常に事故率が少なくなつておる。そうしてその融資対象の漁船が全部保険に加入いたします。だから災害が起こつた場合でも保険金によつて埋めるといふこともできるし、そういう点を十分考慮していただきますならば、他の制度とバランスがとれておるといふ面もあるところもございませうけれども、かなり差異のあるところもございませうので、もう現段階においては私は何ら区別して考へる必要はないというふうに思ひますので、将来の問題といたしまして、私はこういう点につきましても、十分御配慮いただきたいと思ひます。

まあ要は、私は年々漁業予算で皆さんと折衝をしての感じは、そういう考へ方が抜けないのであります。今後とも、食糧という点から考へれば、七百五十万トンというお米の半分以上の生産をしてる漁業であります。それが公共事業を含んで農林省の総予算の五%に満たない、そういうことで努力をしておる。そうしてただ個人の財産に対して政府からいづしのお助けをいただいておるというのは漁業に対しては漁船保険だけです。それで漁船保険が多額の余裕を特別会計に積み立てておつても、民間保険との関係上保険料率は簡単には下げられないのだといふようなことで、これもわれわれが考へておるようなことにはならない。いろいろそういう点で、私の考へではある程度の格差がそこにある。そこで、だんだんと皆さんが新しくおかわりになりますから、古い時代のことはわからないといへばそれきりですけれども、私は百八十一億円の漁業権証券がただになつたというその瞬間にしてやられたということが、当時の大蔵省にはつきりあつたのであります。それが最初に申し上げた年々の予算の査定の場合のワクの構成に大きな一つの考へる要素になつておる。それが毎年毎年、前年の何%アップというよ

うなことで相当長い間推移してまいりましたところ、われわれが毎年はち巻きをしめてどなり込んで行つて少しづつふやしてもらつておる状況が今日の状態だと、私はそう思つておるわけでありまふ。どうぞそういうような実態、あるいは相当大幅に漁業の経営そのものも改善されております、そういう点を十分配慮されまして、今後は水産の予算に對しましては格段のひとつ御協力をお願いしたいというふうに思ふわけですが、答弁はけっこうです。ありがとうございます。

水産庁長官にお伺いいたします、具体的に一問ずつ。この漁業近代化資金制度をつくる過程において、農林金融公庫におけるそれとの関連でいろいろと金融公庫等においても意見がありました。そこでこの農林金融公庫とこの近代化資金の融資の分野というか割り振りというか、扱い方というか、そういうところがどういうことになっておるか、その点をひとつ。

○政府委員(森本修君) 今回の近代化資金制度をつくり出す際に、農林漁業金融公庫の従来の制度金融との関連をどうするか、これが一つの検討いたしました。その際、非常に重要な問題でございました。まず考え方としては、今回の近代化資金は系統の資金を活用いたしまして制度的な金融の整備をはかるといふことでありますから、系統金融でカバーし得るような分野、たとえば組合員あるいは組合員の資格を持つておるような、いわゆる沿岸漁業なりあるいは中小漁業の漁業者に必要な施設あるいはそういった人が共同で設置するような施設、あるいはそういったものが原則として今回の近代化資金制度でまかなつていくというのが適当であらうというふうに一応大まかな改定整理をいたしました。したがって、公庫は従来そういうものを主務大臣指定施設なりあるいは共同利用施設というふうな名目で貸し付けを行なつておりましたけれども、これは今後はある意味では補充的な役割りを果たすということになると思ふます。したがって、公庫としてはその守備の範囲は、まあ一口にいいますと、基盤整備的なもの、あるいは

は従来やつてまいりました構造改善推進資金あるいは中小漁業の特別の制度による金融、いわばそういう政策目的、ある意味では計画的に誘導をしていくために必要な資金といったものを中心としたもので、公庫の金融の整備をはかつてまいるというふうな、大まかに申しますと、そういう分野の調整をして制度金融間のバランスをはかつていくということになっておるわけでございます。

○和田鶴一君 四十四年度ではこの融資額を百億円ということにきめておられますが、どの程度のものがあれば十分まかなえるのか、私にもよくわかりませんが、百億円では足りないというところは、おそろひいたしてあります。そこでこの百億円を、おそらく漁業の実態を調査して各府県にある程度のワケを示すのであらうと思ふますが、たとえばこの制度では、漁船のトン数を七十トンまでということにきめてあります。そうなるてまいますと、府県ごとに漁業の実態が違ひますので、割り当てられたワケをどういうふうにしてそれを活用するかという点、また各府県ごとに協議をしてきめていくのだらうと思ふのでありますけれども、公庫のほうの考え方として七十トンまでは近代化資金でということになったのだから、公庫はもうそれには全然タッチしないのだというふうに簡単に割り切られますと、私は困る果も出てくるのではないかと、私は思ふのです。そういう点の扱いについてあまり明確にされておらないところが、この辺の関係はどうなつておりますか。

○政府委員(森本修君) 従来は制度金融の關係におきましては、やはり一応どういふ分野はどういふ制度金融、こういう分野はこれらのほうの制度金融ということで、原則的にそれぞれの持ち分といたしまして、融資の分野をきめて運営をしてまいります。したがって、一般的な運営の態度になつてまいります。したがって先ほど申し上げましたように、近代化資金ができましたら、主として近代化資金で融資をされるものについては、公庫は補充

的な働きをする、たとえば組合員になつていないとか、あるいはなつておらずとも、十分金融が受けられない、近代化資金では、そういうふうなよりがたいというふうな場合に公庫が貸し出しをするのであるというふうなことに一応原則的に整理をいたしております。

しかし何分にも今回の近代化資金、特にこれは発足の初年度であります、また漁業系統金融というものが、必ずしも系統金融機関の性格あるいは資金のボリュームといったような点からいいますと、十分農業系統金融のように充実をされておらない、まだ充実の途中であるというふうな実態もございします。そういうことでありますから、あまりに厳格に分野を調整して、一方で貸し出しされるものは一方では貸さないのだというふうにしなすという、非常にぎくしゃくする、また地方の漁業者にも迷惑をかけるというふうなことも私どもわかつておりますので、そういう点については運用上十分配慮をしたいと思います。

○和田鶴一君 この制度におきましては、貸し付け対象となる資金の種類とか金利とか、償還期限あるいは据え置き期間あるいは貸し付けの限度、それらを法第二三条第三項において「政令で定める」ということになっておるのですが、これらのことについて、大体どういふようなことを考えておるか、政令で定めようとする限度及び据え置き期間、償還期限、金利、種類、これを簡単にひとつ御説明をお願いします。

○政府委員(森本修君) 政令で定事項をお配りすることにしてありますから、早急にお配りいたします。それで、それをごらんいただきますと大体のこととはおわかりいただけると思ふのですが、資金の種類といたしましては、一つは漁船資金、これは先ほど御指摘がございましたように、原則としては総トン数七十トン未満ということにいたしております。

それから漁業用の機器、漁具でありますとか、あるいは養殖施設といったものが第二のもの、それから漁業あるいは水産加工用の施設、これ

は個人の施設もございしますれば、あるいは共同の施設もある。それから四番目に漁村の環境整備資金、漁業者の研修施設等、そういったいわゆる環境整備資金、これが大部分として資金の種類でございます。

それから貸し付けの金利は、漁船資金といたしましては二十トン未満が六分、その他の漁業用施設は大体六分というところになっております。それから二十トン以上の漁船は七分、それから漁協等が設置をいたしますところの共同利用施設は七分、大まかにいいますとそういう金利になります。

それから償還期限、据え置き期間、これはそれぞれの融資物件ごとにこまかくするわけでございますので、非常に数が多いので、一々申し上げるのには非常に煩瑣でございますが、大体の考え方としては、従来公庫でやつておりましたところの取り扱いの実例、それから農業近代化資金の關係、また、それぞれの施設の耐用年数といったようなことを考慮いたしまして、それぞれ償還期限及び据え置き期間をきめることにいたしております。

それから貸し付けの限度でございますが、二十トン以上の漁船は大体四千万円程度を限度とする。それから二十トン未満等の漁船を使用してやるものは一千万円以内というふうに区分をいたしまして、養殖業を営む者が五百万円、その他二百万円というふうに、それぞれ対象並びに性格によりまして融資の限度をきめることになっております。これらはいずれも農業近代化資金その他、他の制度等に比べて不利にならないように十分配慮をしたつもりでございます。なお、漁協等の協同利用施設につきましては一億ということにいたしておるわけでございます。

○和田鶴一君 いまの資金の種類とところで、最後に言われた漁村の環境改善に關することでありまふが、現在農村に行なわれておる住宅を建てる

という場合に、そういう住宅対策というものについてこの制度あるいはまた将来について、水産庁当局としては、農村においてすでにやられておることをごさいますけれども、これらに対する考え方ですね、これをひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(森本修君) 従来制度的な金融で融資対象として扱っておりましたものは公庫にいたしまして、あるいは先例となっておりまして、この農業近代化資金におきまして、主として生産的な施設あるいは販売加工といったような施設にほぼ限られておまして、その範囲を私どもとしても漸次拡大をしております。ところで、農業近代化資金も数年後にいわゆる環境整備資金といったような形で一定の共同利用施設を対象に加えてまいるといふような形でやっております。漁業近代化資金も、いまの段階では環境整備資金を生産なりそういった施設に加えて発足をすることになっております。したがって、生活なり消費的な金融について制度金融の対象にするかどうかというところは金融制度一般を通ずる一つの問題であらうかと思ひます。

ただ、最近におきましては系統金融で農業の面でもそういった建物といひますか、農家住宅に対する需要がかなりふえておる。また漁家についても同じようなことであらうと思ひますが、そういったものに対する何らかの改善の手当てということは今後制度金融が取り組むべき一つの分野であらうと思ひますけれども、現在の段階では一般的なものといった共通の考え方等もございまして、今回の漁業近代化資金の対象にはいたしておりません。今後そういったものについてのあり方、これらは金融全般を通ずる一つの課題として取り組んでいくべき問題であると思ひます。

○和田鶴一君 いまの住宅の問題につきまして、おそろしく近く聞かれる全国の農協婦人部の大会でそういう決議がされるのじやないかと思ひますから、将来におかれまして格段の御配慮をお願いしたいと思います。

それから先ほど大蔵省に質議をいたしましたら、この制度の円滑をはかるために保証制度の運用をはかっておられるということをごさいます。が、そのために保証料の引き下げというようになるとをこれはまあ、出資するのすからね、出資してそれでその出資金というものは予測しなければならぬのですから、その利息が協会の運用資金になるのですから、ですから先ほど申し上げましたように、四千万保証を受けて近代化資金で金を借りようとする、少なくとも二百七十万あるいは三百万近い出資をしなければ借りられない。四千万の中から三百万差し引かれたらこれはたいへんなことですからね、沿岸の漁業者にとつては、ですから少しでもその負担が軽くなるように、ひとつ大蔵省と格段の将来にわたつて交渉をしていただきまして、あるいはまたもちろん協会自体の安全というように、運用の関係からそれぞれ貸し出しの倍率等についての制限が考えられると思ひますけれども、こういう点につきましても總体的にひとつやりやすいように将来とも配慮していただきたいと思います。

○政府委員(森本修君) 漁業の保証制度は御指摘がございまして、沿岸漁業者がこれを利用するといふ観点からいいますと、今後改善を要する点が少なからずあると思ひます。発足の経緯からいふと、このことになっておまして、漸次私どもは改善につとめてきておるつもりでありますけれども、なお現状におきましては御指摘がございまして、保証料の関係あるいは出資の関係、倍率の関係等、御指摘を待たずともなく私ども取り組まなければならぬ問題が多いと思ひます。いつときにはなかなかこういふ制度というものには改善がむずかしいのでありますが、今回も政府の保険料率を下げる、それに伴つて地方の保証料率もできるだけ下げたいと指導するといったようなこと、また出資に対する共同利用制度がございまして、それをもう少し拡大をしてまいる、あるいは倍率についてもそれぞれ地方の協会等を見ますと十分拡大をされていらないとい

うふうなところもございまして、そういった数点について、この漁業近代化資金の発足と同時に地方に對しましては私どもは十分指導をして、とりあえず現状においてできることはできるだけやつてまいりたいと、将来また財政的な問題が改善をするには出てまいりと思ひます。大蔵省ともよく相談をいたしまして、不断にひとつ改善の方途を講ずるよう努力をしていきたいと思ひます。

○小林国司君 関連。ただいま和田委員からいろいろ質議がございまして、私、これに関連いたしまして二、三お尋ね申し上げたいと思ひます。

まず第一点は、中小漁業者への融資に際しまして、県単位あるいは特定業種につきまして漁業信用基金協会の保証を行なう。さらに政府がこれに補てんする仕組みになっておることは御承知のとおりでございまして、ところがそれら各県にございす基金協会有るいは特定業種についての基金協会は、財政状況に相当差がございまして、したがって漁業者がその保証料を支払うのもいろいろの差がございまして、今回本法案によつて政府の保険料率が〇・八%から〇・七%に〇・一%引き下げられることによる模様でございまして、しかし、漁業者の保証料という問題を取り上げてみますと、これによつて生まれる効果というものが十分期待できないような気がするわけでございまして。したがって、先ほど大蔵省の主計官の話によりまして、他の農業関係との保証料について、特に中小漁業についてはそれほど高いとは思ひない、こういう御説明がございしましたが、現実にはいろいろ農業関係の保証料と比べてみまうといふと、非常に農業関係は高い気がするわけでございまして。

一方、従来沿岸の各県で、水産庁の資料によりまして大体三十七県、これが単独に中小漁業者に利子補給を行なつてまいっております。今回、本法案の実施によりまして、基準金利と貸し出し金利との差額を政府と県とが半分ずつ受け持つといふことになるわけでございまして、そうなりますと、県は従来から単独に利子補給しておつ

たその負担が半分軽くなるということに相なります。そこで、先ほど申し上げました保証料が政府の保険率を下げておなかつたまだいろいろ他の農業関係に比べて高いという現実を踏まえて、そこで今後本法案による各県の単独の利子補給が軽くなるというその分を今後中小漁業者の保証料の引き下げのほうにその資金を回すと、これはもちろん政府の取り扱うことではございせんので、各県の取り扱う問題でございまして、農林省がそうするかさうしないかといふことはこれは言明できないと思ひますが、少なくとも指導方針としては、水産庁から各県に、従来から各県が行なつてまいりましたところの単独の利子補給の負担の軽くなる分については、保証料の引き下げにこれを重点的に回すという指導方針を農林省はお進めになるお気持ちがあるかないか、この点をまず第一にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 御指摘のように、各県におきましていわれる県単独融資制度というものをやっております、利子その他について負担をして県独自の金融をやっております。それと今回の近代化資金とはどういふ関係にあるのかといふのは一がいにはちよつと予測はつきませんけれども、同種のものでございまして、今回の近代化資金制度ができれば、県のほうの制度もそれに統合するといふようなこともあらうかと思ひます。私どもはなるべく県が従来持つておつたような財政的な援助は、今回の近代化資金ができることによつてなるべく後退はしないようにということに指導をしてまいりたいと思つております。

その際に、利子で従来見ておつた負担を保証料のほうに回したらどうだといふ御指摘がございまして、従来県におきましては保証料の補助をしておる県も実例としてはあるわけでございまして。だから、まあ県の財政の事情にもよりますから、私どもでもどうかあまりそういったことについて介入めいたことも言いくいのでありますけれども、漁業関係者としてはできるだけ従来の県の財政援助を後退しないという趣旨で、保証料に對し

て、御指摘のように非常に多いわけでありまして、果が援助をしていくというののも一つの方法であらうと思ひます。そういう点については十分ひとつ県のほうに指導を加えていきたいと思ひます。

○小林国司君 たいま申し上げましたことは、これは農林省が直接おやりになることではございませんで、指導方針としてそういうふうにおやりいただくことが今後の中小漁業の振興にきわめて有利に役立つ、こういう気がいたしますので、いろいろ困難もあるかと思ひますが、できるだけそういう方針に指導をお願い申し上げたいと思ひます。

第二点は、法案の第二三項二号に、「償還期限が二十年の範囲内において政令で定める期限」ということになっております。これは資金の種類に依りまして施設の耐用年数を勘案して定める、こういうふうなうたつてあるわけでございますが、そういったしますと、いろいろ資金を貸し付ける際に、対象物の耐用年限の短いものあれば長いものもある。たとえば木造船等については耐用年限を幾らに見ておられるのか、これは政令でおきめることだと思ひますが、これがきわめて短い年限であるということになりますと、この償還が非常に苦しくなりはしないか。そこで、政令でおきめるのは今後の問題でございます。早いの、つまり耐用年限の短いと想定されるものについてもできるだけ範囲を広く考えてやっていただくようお願いを申し上げます。これは今後政令の中でおきめる問題でございます。この点についてどういうふうにお考えになっておられるのかお尋ね申し上げたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 先ほどお答え申し上げましたように、償還期限等はそれぞれ耐用年数あるいは公庫の従来の実例等を照し合はして合理的に定めていきたいと思つておるわけでありまして、御指摘のように償還期限が短くなりまして、それぞれの年度における要償還額がふえてまいりまし

て漁業者にも償還に負担をかけるといったようなことになりまして、したがって私どもとしては、まあ説明のつく限り耐用年数についてもそういった償還上のことも考慮してきめるように考えていきたいと思つております。

○小林国司君 次は、最近の漁港の修築であるとかあるいは漁船の整備拡充、あるいは漁獲技術の進歩発達、こういうことによりまして、沿岸漁業の資源が次第に減少していく傾向にある、こういうことがうかがわれるわけでございます。また一方では、沿岸の都市化あるいは各種産業の発達に起因するところの海水面の汚濁、こういう問題によりまして沿岸漁業の伸展が将来非常に危惧される状態になりつつある。今後漁場というものが次第に浅海の沖合いに移行する傾向にあるようございまして、かつまた、従来のように、ただとる一方だけの漁業ではなくて、ふやしてとるいわゆる増養殖漁業に必然的に進まねばならない時代に移行していくのではなからうか、こういうふうな判断されるわけでございます。

そこで、昭和三十三年に御承知のとおり平塚農業土木試験場に水産土木部という新しい試験研究の制度が設けられたわけでございます。この水産土木部には三つの研究室がございまして、それぞれ増養殖から、あるいは波の問題から、海岸、堤防等に対する波の勢力を減殺する試験、こういったことを今日まで過去四年間にわたって試験研究を実施しております。そしてこの水産土木部の目的といたしましては、今後の漁業の振興を土木工学的に解明いたしまして、理論と實際を個々の漁業の現場に当てはめていくということが設立の目的であつたわけでございます。今日まで理論的研究も着々と進められつつあることと思ひますが、特に近年、御承知のとおりノリの漁業の不振が伝えられております。これは過密養殖であるとか、あるいは歴年使用、毎年同じ状態で同じ漁場を使つていくという状態、あるいは漁場の環境、特に水質が汚濁して悪化してくる、こういうような原因によりましてノリ漁業が至るところ

で近年きわめて不振を訴えておるようございまして、そこで新旧の海水、あるいはまた、陸から海に流れ込んでくるところの陸水、こういうことを積極的に推進するための土木技術、つまり人工潮流を起す、こういうことが今後の増養殖について、これはノリだけでは足りないと思ひますが、特に必要な段階に入つてきた時代であるというふうな思ふわけでございます。しかしながら、この海水の人工的に潮流を変えていくという問題、あるいは海の浅い、深いという問題は、これは刻々に海底の状況が変わつてまいりますとノリ養殖には非常に大きな影響がございまして、常に一定の潮流を保持しながら一定の水深を保つ、こういうためにはどういふ土木技術が必要とするか、これはなかなか口で言うほど研究問題も簡単ではございません。したがって、体系的にいま理論体系が完成されておるわけではございませんが、しかし、現に平塚の試験場では毎年鋭意この問題に取り組んでおりますことは水産庁の皆さんも御承知のとおりだと思ひます。そこで御尋ねいたしたいと思ひます。

第一点は、水産庁との連携におきまして過去四年間、つまり四十三年度までに平塚の試験場で行なわれてまいりましたところの試験研究の概要とその成果について、これは現に私のところにも資料は取り寄せてございまして、微に入り細にわたつて試験研究が行なわれておりますが、これをこまかく御説明をいただく必要はございません。大まかな概要、その方向、そういったものをまず御説明願ひたいと思ふのが第一点。

第二点は、先般定められましたところの第四次の漁港の整備計画、先ほど和田委員からも御説明がございまして、五年間で二千三百億の漁港の整備事業をやつていくこと、この先般方針が定められたのでございまして、この漁港の整備という問題と、平塚の試験場におきます水産土木部が、たとえば防波堤の高さ、構造あるいは

海岸侵食に対して土木工学的なものの考え方、こういうことをいろいろ試験、実験をやつております。そこで第四次の漁港整備計画を今後五カ年計画でお進めになります、その中で平塚の試験場で研究しておりますところの成果をどういふふうに取り上げておいくことになるか、その御方針を承りたいというのが第二点。

第三点は、御承知のとおり、海洋開発審議会というのがございまして、その第二部に生産資源を取り扱つております。その答申が近く行なわれるやに承つておるのございまして、今後水産庁と海洋開発審議会及び平塚試験場の水産土木部と、今後どのような連携において中小漁業の振興についてお考えをお進めになっていくか、以上三點をお尋ね申し上げたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 平塚におきますところの水産土木部の活動といたしまして、研究の概要でございますが、これは小林委員先刻御承知のとおりであらうと思ひますが、機構といたしましては第一室、第二室、第三室というふうに分かれておりました。第一室と第三室では、いわゆる水産土木に関する研究ということで、魚礁なりあるいは防波さく、たとえばノリの漁場の防護といったような関係の土木的研究をいたしております。第一室においては主として理論的な面から、第三室におきましては実際の面からそういったものに対する研究を漸次進めてまいりました。それから第二室のほうは漁港に関する研究ということに分担はなつておまして、従来やつてまいりましたのは離岸堤でありますとか、あるいは防波堤、漂砂堤といったような堤防の法線の問題等々について研究の成果が出ておるわけでございます。また、特定の重要漁港につきましてその計画を作成いたしました際に必要な模型実験といったようなこともございます。第二室において取り扱つておる研究の一つの分野でございまして、まあ概要はそういうことでございます。

それから第二点の漁港整備計画の中にそういった研究がどのように生かされようとしておるか

いうことでございますが、ただいま申し上げました各種の堤防の法線等につきまして研究の成果が出ておりますので、それぞれの設計をいたします際に、平塚におけるこういった研究が法線の決定上非常に有効に今後活用されていくと、また私もそれを十分取り入れて計画をつくっていくようにやってみようと思っております。また、たとえば銚子でありますとか、あるいは稲取といったような具体的な漁港、これはきわめて重要な漁港でございますが、そういったところの計画をつくります際に模型実験等をやっていたらいいと思っておりますから、そういうものが計画なり事業を実施していきます際に非常に重要な参考となるということでございます。

それから、第三点の海洋開発と漁業の関係、またひいては平塚の土木試験場との関係はどうかというところでございますが、これはまだ御案内のように、海洋科学技術審議会において審議中であります。近く成案を得ることになるかと思っておりますから、私どもとしては海洋開発面が、単に御承知のように工業開発といったのみではなく、特に諸外国に比べて日本のいままでの立地条件あるいは食習慣、また産業の構成等からいまして、漁業面における海洋開発がきわめて重要である、必要であるというふうなことから、今後の試験研究の長期的なプログラムのうちにも、そういった観点から漁業面の各種の研究の分野をもつていくというところで、審議会に資料を出し、また必要な説明をし、科学技術庁ともやっておるわけでありま。

特にその中でも、冒頭御指摘がございましたように、今後の漁業のあり方としては資源の増殖また漁場の改良ということが漁業面においてもきわめて重要であります。したがって、そういったことを海洋開発の面に十分位置づけるといふ必要を私も痛感いたしております。そういう面から漁場の改良、造成といったような面においては、当然土木技術的な分野の今後進展を見なければならぬということでありま。

○委員長(任田新治君) これにて午後一時まで休

れ長期計画ないしは目標が立ちますれば、必要な試験研究分野は平塚における水産土木部において担当していただくような役割も出てくるかと思ひます。まだ具体的な、どこがどうということまでは煮詰まっております。大体の方向としてはそういうふうなことで目下各省と検討しているという段階でございます。

○小林国司君 最後、これはお願いのかっこうになるわけでございますが、水産庁やあるいは各企業体から平塚の試験場にいろいろな模型実験なり調査研究の依頼を数多く持ち込んでおります。ところが、水産土木部が三つの研究室に分かれておりますが、その人員が全部で十数名しかおりません。それから予算は、毎年少しづつ伸びておりますが、四十四年度で大体三千五百万円、これはただ調査とか旅費とかいうだけでなくて、模型実験というものがかなり費用がかかるわけでございます。そういうものを含んでおるわけでございますが、年々の伸び率が約一〇%ずつくらい過去四年間に伸びてまいっております。

そこで私、水産庁にお願い申し上げたいと思ひますことは、今後の水産土木の漁業振興に果たす役割りというものは決して小さいものではないと思ひます。したがって、この研究が遺憾なく実施されますように、人員の配置の点、これはもちろん技術者の点でございますから、水産庁のほうでどうこういうことはまいらないと思ひます。農地局その他学校関係とも御協力くださいまして、こういう特殊の技術でございます。日本では技術者が非常に少ない今日貴重な人材でございますが、これらをできるだけいい研究、それができますように、あわせて予算の獲得等についても試験場だけにまかせないで、水産庁のほうからいろいろ御支援を賜つて、そして十分な委託研究あるいは独自の研究開発が進んでまいりますように格段の御高配をお願いいたします。これは答弁は要りません。お願いを申し上げまして質問を終わります。

○委員長(任田新治君) これにて午後一時まで休

午前十時五十六分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。長谷川農林大臣。

○國務大臣(長谷川四郎君) その前に――たいへんお待たせして何とも申しわけございません。農業協同組合法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上をはかることを目的とする農民の協同組織として、昭和二十二年に発足して以来、わが国経済及び農業の歩みとともに発展してまいりました。しかしながら、近年における農業及び農業協同組合をめぐる諸情勢の変化には著しいものがあると考えられます。

すなわち、近年における経済の高度成長を背景として、農業生産の選択的拡大や機械化の進展など農業近代化の動きが見られる反面、兼業化が進み、経営規模はなお零細であり、農業の生産面の一部には楽観を許さないきざしもあらわれております。このような事態に対処して農業構造の改善と農業生産の維持増大をはかるためには、個々の農家の経営規模の拡大を進めることとあわせて、農業など生産の集約的な組織を育成することもまたきわめて重要となつております。

また農業協同組合自体につきましても、組合をめぐる諸情勢に対処し得るよう、国が昭和三十六年以来進めてまいりました農協合併の進展の結果、組合の規模が拡大しその経営基盤が充実しつつありますが、合併における組合の組織管理面、事業運営面などにつきましても改善を要する点も少なくなく、また系統組織の運営面におきましても解決を要する問題が生じてきております。

このような情勢のなかで、農民の協同組織であります農業協同組合がその役割りをよりよく果たすためには、組合員及びその役員員の自主的な努力にまづとつとが大いでありま。

以下、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

改正の第一点は、集約的な生産組織に關連する制度面の改善措置であります。

その内容といたしましては、まず農業協同組合に組合員から委託を受けて行なう農業経営の事業を認めることとあります。近年組合がトラクター等の機械施設を保有し、組合員から農作業の委託を受ける例が全国各地に見られますが、就業構造の変化と機械化の進展に伴い、さらに農業経営自体を組合に委託するよう必要が生じつつありますので、組合がこのような組合員の要望にこたえて、その農業経営を受託し、組合が合理的な形で農業経営を行ない得る道を開こうとするものであります。

次に、農業経営を行なう農事組合法人につきまして、その経営の合理化や就業事情の変化に対応して、組合員資格及び員外従事者に関する制限を緩和して、経営の安定向上をはかるとともに、設立の円滑化に資せうとするものであります。

改正の第二点は、農協合併の進展による農業協同組合の規模の変化に対処するための措置であります。

行ない得るようになるとともに、これに伴い、總代の定数の最低限度を引き上げようとするものであります。また、組合の解散及び合併につきましても、総代会において議決をし、さらに、組合員の直接投票による賛成を得ることによつてもこれを行ない得ることとしております。

次は、農業協同組合連合会の会員につきましても、一會員一票制の特例を設けることであり、合併の進展に伴い、連合会の会員であります農業協同組合の規模に相当の格差を生じ、従来の一會員一票制では実質的な平等が確保されがたい実情も見られるようになってきておりますので、今回、連合会の会員に對しまして、その組合員の数に基づいて二個以上の議決権及び選挙権を与えることができるとしようとするものであります。なお、中央会につきましてもこれと同趣旨の措置を講ずることとしております。

以上のほか農業協同組合の事業運営の現状にかんがみまして、信用事業につきましても、貸し付けに関する規定の整備を行なうとともに、信用事業を行なう農業協同組合連合会が行なう指定金融機関の業務代理を間接構成員のために行ない得ることとする等の措置を講ずることとしていたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(任田新治君) 次に、補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。池田農政局長。

○政府委員(池田俊也君) 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、農協による農業経営の受託事業につきましては、この事業の性格にかんがみ、事業主体を出資制の農業協同組合とするとともに、他の事

業とあわせ行なわなければならないこととしております。なお、この事業の実施につきましても、受託農地の集団的な利用や、高性能機械施設の使用などにより、効率的な経営が実現されるように指導してまいりたいと考えております。

第二に、農事組合法人制度につきましては、農業経営を行なう農事組合法人につき、最近における諸情勢の変化に即応し、農民の協同組織という基本的性格を保持しつつ、他の生産組合制度との均衡をも考慮して、組合員資格及び員外従事者に関する制限を緩和することとしております。すなわち、定款で定めた場合には、加入の後に農民でなくなった者等については、その農事組合法人との関係においては組合員たる資格を有するものとし得ることとするともに、これによつて組合員たる資格を有するものとされる者の数は、定款変更等特別議決の場合の議決要件などを勘案して、総組合員の三分の一をこえてはならないこととしております。また、員外従事者の数につきましても、常時従事者の五分の一以内という現行の制限を二分の一以内に緩和することとしております。

第三に、総代会につきましては、大規模農協の管理運営の円滑化に資するため、従来行なうことができなかった役員選挙または選任及び定款の変更の決議をなし得ることとしております。また、解散及び合併につきましても、総代会において議決をし、さらにこれにつき組合員の直接投票において総組合員の半数以上が投票し、その投票数の三分の二以上の多数による賛成を得ることによつても、これを行ない得ることとしております。このような措置に伴い、組合員の意思を総代会に對しよりよく反映させる必要があると考えられますので、総代の定数につき、現行の百人という最低限度を引き上げ、原則として総組合員の五分の一以上でなければならないこととしております。

第四に、農業協同組合連合会の会員の議決権及び選挙権につきましては、會員が農業協同組合である場合にはその正組合員数、會員が連合会であ

る場合にはその直接または間接の構成員たる農業協同組合の正組合員数等に基づき、定款の定めるところにより付加して与え得ることとしております。なお、付加して与える議決権及び選挙権の数につきましては、一會員一票制の原則に對する例外である趣旨にかんがみ、政令で一定の制限を課することを予定しております。また、中央会につきましても、都道府県中央会に於ては會員の議決権及び選挙権の数、全国中央会に於ては代議員の選挙における會員の選挙権の数等につき、同趣旨の措置を講ずることとしております。

以上のほか信用事業につきましても、組合員の世帯員、地方公共団体等の非営利法人または銀行その他の金融機関に對する資金の貸し付けに関する取り扱いは中小企業金融機関における取り扱いとの均衡を考慮して改正するとともに、制度金融の動向にかんがみ、その適正な取り扱いがはかられるように、信用事業を行なう農業協同組合連合会が間接構成員のために指定金融機関の業務代理をすることができるようになることとしております。そのほか、組合経営の健全化に資するため、損益計算書を總會の議決事項として加えるなどの改正をすることとしていたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

次に、法律案の参考資料につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一ページには単協の組織の状況を書いてございますが、総合農協につきましては、四十三年三月末でございますが、七千七百四十四というところで、かなり合併が進展をいたしておるわけでございまして、専門農協につきましては、合計いたしまして一万二千六百九十八でございます。これは若干減少をいたしておるわけでございます。

次に、第二ページにまいりまして、単協の地区別、業種別の組合数を出してございますが、総合農協につきましてはいろいろバラエティが、地域の規模が広いわけでございます。専門農協につきましても、大部分が町村未満ということで規模が

非常に小さいわけでございます。

それから下のほうには農協の合併実績が出てございまして、これは合併助成法ができました以後の実績でございますが、四十年ごろまでの間にかなり進展をいたしまして、それ以後は数が減っております。

それから第三ページにまいりまして、総代会の設置状況を出してございますが、総代会を設置しております組合の割合は、四十三年三月末で四〇%程度ということになっております。

次の表は規模別総代会採用組合数でございますが、やはり千人以上の組合におきまして総代会を設置している割合が多いわけでございまして、三千人以上では七割くらいが総代会を設置している、こういうことになっております。

それから右のほうは連合会の数、業種の状況でございます。

次に、四ページにまいりまして、協同組合の規模でございますが、正組合員の数、役員職員の数等を出してございまして、正組合員の数は、最近の数として一組合平均八百五十人くらい、職員数三十二人くらい、こういう状況になっております。

次のページにまいりまして、正組合員数別総合農協の数を出してございまして、これでざらにいただきますと、比較的規模の小さい組合は合併が進展をいたしまして、たとえば三百戸未満、五百戸未満では三十六年当時比べまして半分くらいに減つておるわけでございまして、それから千戸以上は逆に数が増加いたしておりまして、千戸ないし二千戸は二倍くらいにふえておる。それからそれ以上はさらに大幅にふえておるのでございまして、右のほうは連合会の規模別のデータでございます。

それから六ページにまいりまして、農業協同組合の財務の状況を出してございまして、まず単協の財産といたしましては、一組合平均でございまして、六億三千万程度の数字になっております。資

本金は二千百万円程度でございます。

右のほうは損益の状況でございますが、最近赤字組合がかなり減りまして、当期損失金発生組合というのがその期に赤字を出した組合でございますが、下の比率でございまして、三〇・七％程度で、かなり数は減少いたしておるわけでございます。

それから、次の七ページにまいりまして、連合会の財務の状況でございますが、右のほうには損益の状況を出してございますが、現在当期の損失金発生連合会というのにはゼロでございます。

それから、次に八ページにまいりまして、協同組合の事業の状況でございますが、貯金におきましては、単協の場合、全部含めまして三兆四千六百億というふうなことでかなり大幅に伸びておるわけでございます。貸付金は一兆七千億というところで貯蓄率は四十三・三％、五〇・七％というところで、若干上昇をしております。

下は信連の事業の状況でございます。貯蓄率は三五・五％というところに相なっております。それから次のページにまいりまして、経済事業におきましては、上のほうは系統利用率でございますが、各種目別に出るおけるわけで、米につきましては農家が農協を通じて販売しておるのが九四％、以下そこに出ておるような数字でございます。生産資材では、肥料は約八割を農協が扱っておる。農機具は三三％程度、こういうことでございます。

下は総合農協におきまして各販売、購買の事業のウエートでございますが、販売事業におきましては、やはり米が依然として六二％で非常に大きなウエートを占めておられて、あと畜産等がこれに次いでおるわけでございます。購買事業は約七四％が資材でございます、その中では飼料、肥料等のウエートが高いわけでございます。

それから次のページの十ページでございますが、これは共済事業の状況の数字でございます。かなり事業が進展いたしておりまして、金額で申し上げますと、短期で一兆四百二十一億、長期で

五兆八千億ということに相なっております。

それから次の十一ページは、農協の農業経営の受託に關連いたした資料でございます。一番上の表は水稻の賃作業、請負作業の状況でありまして、全部の委託をいたしておりますのは、戸数にいたしまして十八万戸で、全体の三・六％程度、各作業別のは、そこに書いてございますように、たとえば耕起でございますと百四十五万戸が委託をしておる。約三割ぐらゐになっておるわけでありまして、面積ではもう少し落ちるわけでございます。

下は大型農業機械、施設の設置状況でございますが、たとえば大型乗用トラクターで見ますと、そういうような主体がそれぞれ持っております。ございまして、農協のウエートもかなり高い状態に相なっております。それから次の十二ページに農事組合法人の状況でございます。数をまず最初に出してございまして、一号法人というのは共同利用を中心とした法人で、二号が農業経営を行ないます法人、一・二号といった両方やっております場合でございます。数は漸次増加をしておるわけでございます。

右のほうはそれぞれの規模別の数字でございますが、農業経営を行ないます事業は、法人につきましてはやはり十人以下の規模のものが非常に数が多いわけでございます。

それから最後のページが各業種別の農業経営を行なっております組合法人の業種別の状況でございますが、作目といたしましては、畜産関係が非常にウエートが高くて四種類でございますが、全部合わせますと三八％程度、以下果樹、普通作、養蚕というふうなことに相なっております。

以上で資料の説明を終わります。

○委員長(任田新治君) 本日は、本案に対する趣旨説明、補足説明及び関係資料の説明のみにとどめておきます。

○委員長(任田新治君) 農業振興地域の整備に關

する法律案を議題といたします。

まず提出された資料について説明を求めます。

山下参事官。

○説明員(山下武君) 今回、都市計画に關しまして提出した資料についての御説明をいたします。

提出資料は、お手元にあります三つの資料になっておりますが、第一は「都市計画法施行令案(抄)」となっております。第二は「都道府県都市計画主務課長会議資料(抄)」。第三は「人口集中地区人口密度の現況と動向」、それから「都市計画法附則第三項の都市計画区域に指定するかどうかを検討する市町村一覧表」、この二つを含めた一つの資料になっておるものでございます。以下、順を追って説明をいたします。

まず施行令案でございますが、特に農業と関係のございまして市街化区域、市街化調整区域の設定に關連するもの及び市街化調整区域内の開発許可に關連する事項を抜き出しましてまとめてござい

ます。

説明の都合がございまして、九ページをお開きいただきますと、附則というところの条項がございまして、ここでは市街化区域、市街化調整区域に關する規定は政令で定める都市計画区域について適用されるということになってございまして、ここに「一から四、五」というふうになつてございまして、これが政令で定める都市計画の区域でございます。

第一の「首都圏整備法第二條に定める既成市街地及び近郊整備地帯に属する都市計画区域」、それから第二に、「近畿圏整備法第二條に定める既成都市区域及び近郊整備区域に属する都市計画区域」、第三に「中部圏整備法第二條に定める都市整備区域に属する都市計画区域」、四に「建設大臣が指定するもの」ということになっておるわけで、イからエまでなっております。これは「首都圏整備法第二條に定める都市開発区域」、「近畿圏整備法第二條に定める都市開発区域」、「中部圏整備法第二條に定める都市開発区域」、それから「新産業都市建設促進法第三條

の規定により指定された新産業都市の区域」、「工業整備特別地域整備促進法第二條に定める工業整備特別地域」、それから「人口十万人以上の市の区域」、このようになっております。それから五にいたしまして、「前号イからエに係る都市計画区域と密接な關連のある都市計画区域で建設大臣が指定するもの」と、こういうことで政令に一応列挙いたしまして、そうして市街化区域、市街化調整区域を定める都市計画区域はこのようなものであるというふうな定めようとするものでござい

ます。

そこで、一ページに返っていただきまして、一ページのところで、都市計画の基準というところでございますが、法律の第十三條に「都市計画の策定に關し必要な技術的基準は、政令で定める」となっております。そういった内容のものを政令で定めようとするものでございまして、「市街化区域と市街化調整区域との区分に關し必要な技術的基準は、次の各号に掲げるものとす

る。」というところで、第一番目には「次に掲げる土地の区域は、市街化区域とすること。」として、市街化区域にはどういふようなものが入るであろうかということを示したものでございまして、イとロとありまして、イは「相当の人口及び人口密度を有する既成市街地の区域並びにこれに接して現に市街化しつつある土地の区域」というのが一つの区域でございます。それから「当該都市計画区域における人口及び産業の動向及び将来における見通しを勘案して、おおむね十年以内に新たに市街化する必要のある土地の区域」とすると、

こういう内容になっておるものでござい

ます。

それから次に二にいたしまして、「前号ロに掲げる土地の区域は、原則として、次の各号に掲げる土地の区域を含まないものとする。」と、この市街化区域に含まないものにはどういふものがあるかということ、イとロとハというふうに分けて書いてございまして、イのところには、「当該都市計画区域における市街地の動向、鉄道、道路等の交通施設の配置、河川及び排水施設の整備の

見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域、それから口といたしまして「溢水、洪水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」、それからハといたしまして、「相当地規模の優良な集団農地その他長期にわたる農用地として保存すべき土地の区域」、こういうものは含めない方向でいこうということになっておるのでございます。

それから第三の「市街化区域と市街化調整区域」との区分は、原則として、鉄道その他の施設、河川、海岸、がけその他の地形、地物等土地の範圍を明示するに適當なものにより境界を定めることとし、これによりがたい場合には、町界、字界又は市街地開発事業の施行区域の境界等により境界を定めること。』、こういうふうにいいたしたいと思います。

それから「法第二十九条第一号の政令で定める規模」ということに書いておいてございますが、開発行為の許可に関する規定でございまして、あらかじめ知事の許可が必要である、ただその例外といたしまして、その許可の要らない場合はどうかということ、政令で定める規模未満のものということになっておりますので、ここに書いてありますように、「法第二十九条第一号の政令で定める規模は、千平方メートルとする。」、約三百坪程度のものでございますが、ただこの場合には、

実情に合わない場合が場所場所によつては出てくるかもしれないということを考えまして、都道府県知事とか指定市の市長に對しましては、それぞれ県規則とか市規則とかによりまして、「三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。」というふうにしまして、一律に千平方にしないで、三百から千の間で適宜実情に應じてきめられるようにいたしております。

それから、次の三ページでございますが、「法第二十九条第二号の政令で定める建築物」ということで、これは市街化調整区域内の開発行為で農林漁業関係の許可の不要の建築物を政令で定める

ということになっておるのでございまして、ここ
で一号から五号まで列挙しておいてございます。

これは農業に關係ございますので全部説ましていただきますが、第一番目に、「畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産の用に供する建築物」、二は「堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具格納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業に係る生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物」、三は「家畜診療の用に供する建築物」、四は「用排水機又は索道の用に供する建築物」、五は「前各号に掲げるもののほか、建築面積が九十平方メートルをこえない建築物」、こういうようなぐあいになしまして、こういうようなものにつきましては許可が不要のものであるというふうに定めたいと思っております。

それから「法第二十九条第三号の政令で定める公益上必要な建築物」というのでございますが、駅舎その他の鉄道施設、社会福祉施設、医療施設、学校、公民館等のほか公益上必要な建物を政令で定めるということになっておりますので、ずっとこれは列挙しておいてございます。これは長くなりますので略させていただきますが、大体二十二号で土地収用の対象となり得るものをずっと列挙しておいてございます。

それから七ページに進んでいただきまして、「法第二十九条第九号の政令で定める開発行為」というところの条項でございしますが、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」ということになっておりまして、「法第二十九条第九号の政令で定める開発行為は、次の各号に掲げるものとする。」ということになっておりまして、ここには一から七までの内容になっております。ここで大事な点と申しますと、仮設建築物であるとか、あるいは敷地内において車庫、物置き、それから付属建築物の建築をしようとする場合とか、増築をするような場合で床面積の合計が十平方メートルをこえないような場合であると

か、それから八ページに移っていただきまして、改築等の関係の行為であるとか、それから移転の用に供する目的で行なう開発行為であるとか、法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行なう開発行為、こういった関係のものは輕易な行為として政令でできているということでございます。

それから最後のところでございますが、「法第三十四条第十号イの政令で定める開発区域の面積」ということになっておりますが、この法律の第三十四条と申しますのは、市街化調整区域にかかります開発行為が一号から十号までずっと列挙されておりますまして、これに該当する場合でなければ許可をすることはならぬと、こういうふうに書いてあるわけでございますが、この場合に、「法第三十四条第十号イの政令で定める開発区域の面積は二十ヘクタールとする。」、これは法律の条文に

よりまず、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもので、開発区域の面積が政令で定める面積を下らない開発行為で、都市計画区域における計画的な市街化をはかる上に支障がないと認める場合、そういうことで二十ヘクタールをきめていこうというものでございます。これを言いかえますと、政令で二十ヘクタールということになりますと、二十ヘクタール以上の開発行為でなければ都道府県知事は許可をしてはならない、こういうことになるわけでございます。こういうことで政令の案を固めさせていただこうということにいたしております。

それから第二番目に長い方の資料で、「都道府県都市計画主務課長会議資料抄」でございますが、これは過去二回にわたりまして行ないました主務課長会議で、私のほうの都市計画課長が検討事項として説明をいたしました資料でございます。市街化区域及び市街化調整区域を設定する都市計画区域の範囲」に関するもの、「市街化区域設定の方法について」ということの内容のものでございます。

第一ページの1でございしますが、「市街化区域

及び市街化調整区域を設定する都市計画区域の範圍、これはしかしもうすでに政令のところで御説明いたしましたので略させていただきますが、①として(イ)、(ロ)、(ニ)とございまして、(ニ)のところで建設大臣が指定するという場合に、どういう場合に指定するだろうかというこの内容を詳しくしたものでございます。すなわち、当該都市

以下のものは大体二十キロ見当、それから二十五万―五十万ぐらいのところは十キロから十五キロぐらいのところを大体考えていいのではないか、それから十キロから二十五万は八キロから十キロ程度の大体道路距離を考えて、そういうふうな考えでやってみてはどうだろうかということを説明した内容のものをいいます。いずれもこれはその距離等を考えます場合には、そこが一体としての都市を形成しているような区域であるかどうかというものを勘案しながら考えていくというものでございます。それからまたその五都市―一番中心になる都市を五都市と称しておりますが、通常通勤者が一〇%くらいその母都市に通ってるとか、あるいは二次、三次産業の就業人口が五年間にこれは三〇%となっておりまして、二〇%以上の増をしている場合だとか、あるいは住宅団地、工業団地等が計画的に開発される見込みのあるもの、こういうようなものを取り上げていくというわけでございます。

それから二ページに移っていただきますと、大体それでは市街化区域の設定の方法はどういうふうにしてやっていくんだというこの内容の説明でございます。これは①から④まで、大体ごく概略申し上げますと、第一番目の点は市街化区域の範囲をどのようにするか。それから二番目の点は市街化区域の面積をどういうふうにして算定するか。それから③でございますが、市街化区域に含めない区域はどういうような区域であるかというふうなこと、④は市街化区域と市街化調整区域の境界はどういうふうにしたらいかなということ、先ほどの政令の内容をかなり具体化するような内容で説明をさせていただいております。

第一番目の「市街化区域の範囲」の点でございますが、もうすでに市街化している区域であるとか、もう現に市街化が進行しているような区域はこれは市街化区域に入れることは当然でございますが、計画的に市街化すべき区域、これから十年間計画的に市街化をはかっていくという区域が当然市街化区域になるわけでございますので、そう

いう場合にどういうふうな指標でもって考えていったらいいだろうかということを説明しておりますのでございます。それは(イ)、(ロ)、(ハ)とありまして、(イ)のところの説明をいたしますと、「計画的に市街化すべき区域」というものをどういうふうな考えたらよろしいかということで、「原則として市街化区域に含める区域」というので、「新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、土地区画整理事業、一団地の住宅施設及びおおむね三十ヘクタール以上の住宅地造成事業の完了した区域及び実施中の区域並びに都市計画として定められた区域」、こういうようなものをいれていく。それから「優先的に市街化区域に含める区域」とはどういうものがあるかということで(ロ)から(ハ)まで書いておいてございますが、大体こういうような関係のもの、たとえば「新法による市街地開発事業、土地区画整理事業、一団地の住宅施設、十ヘクタール以上の開発行為の実施の見通しの確実な区域」、そういうものでありますとか、あるいは「計画的開発の見通しのある住宅地、工業地等の区域及びこれらの区域と一体となる既存集落等の区域で五十ヘクタール以上のもの」、それから「鉄道、既存集落等、市街地の核を有し、おおむね十年後に二千五百人以上の人口が居住すると予想される五十ヘクタール以上の区域」、「温泉地等を含み計画的に整備開発すべき区域」、あるいは「用途地域が指定されている区域」、こういった内容のものをいれることがいいんじゃないかということを示しているわけでございます。

それから三ページのところで「市街化区域面積の算定」ということで、これは多少技術的な関係にわたるものでございますが、ここの大体のことは人口がどういうふうな人口になるであろうか、あるいはこの区域の産業の規模がどのくらいになるだろうか、あるいは人口密度がどのくらいになるだろうかというのをいろいろ計算するしかたを書いておいてございます。(イ)につきましては人口、(ロ)につきましましては産業の規模、それから人口密度につきましましては(ハ)のところに書

いておいてございますが、特にその人口密度につきまして、大体ヘクタール百人くらいがいいんじゃないか、その他ヘクタール八十人というようなことを目標にして地形、開発の方式、住宅の型式等を勘案して、適切な人口密度を定めていったらどうかというようにしておりますが、いろいろこれは必ずしもこれに入りたがうようなところがございまして、ヘクタール当たり六十人というような密度の場合が出てくることを予想しまして、少なくともヘクタール六十人くらいにしてみてはどうだろうかというのを書いておいてございます。それから(ハ)のところには「区域内の産業の見通し」というようなことでいろいろ書いておいてございますが、特に上位計画におきまして産業の見通しが定められている場合にはこれによりなさい。それから上位計画がないような場合には、過去の推移とか工業団地造成事業の計画とか、企業の進出計画等を勘案して適宜定めてはどうかというふうなことをいしております。

そこで大事な点は③のところでございますが、「市街化区域に含めない区域」、農業との調整の関係でこれは農林省とも基本的には了解に達しておるものでございますが、ここに(イ)(ロ)ということを書いておいてございます。(イ)として「未だ市街化の進行していない区域であって、地形その他の自然的条件、交通施設の配置、主要都市施設の整備の見通し等を考慮して、市街地とすることが不適当な区域」、それから(ロ)としまして「土地改良事業その他の農業に関する土地基盤整備事業を実施中の区域及び相当規模」――大体これは二十ヘクタール以上としておりますが――「の優良農地で今後とも農用地として保存すべき一団の区域」、(ハ)として「未だ市街化の進行していない区域であって、洪水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある区域、および当該区域を市街化するにより他に洪水等の災害を発生させるおそれのある区域」――この区域につきましましては、ただし書きでちよつと書いておいてございまして――「ただし、災害防除に関する必要な措置を

講ずる場合を除く。これは農林省の通牒としてもらうというところの考え方と軌を一にした考え方として一になったものでございます。

それから「市街化区域と市街化調整区域の境界」のところでは、大体ここに(イ)、(ロ)、(ハ)と書いておきまして、区域とするにふさわしいようなはつきりとしたものを内容としてきめてくれというようにいたしたものでございます。

大体こういうような内容のものを会議資料で示しまして、これを県に持ち帰って、いろいろ農林部局のほうと話をまとめて、具体的な作業を進めておるところでございます。

それから第三の資料でございますが、これはまた長いほうの資料でございますまして、数字が入っているだけの資料でございます。

第一の「人口集中地区人口密度の現況と動向」というところでございますが、この表は昭和四十年の国勢調査「わが国の人口集中地区」により算出したものでございまして、左の欄は七つのランクに分かれております。大体人口規模をこういうふうに分けてまして、それぞれのDID面積、DID人口が三十五年と四十年との対比をしたものでございまして、大体右のほうをごらんいただきますと、大都市のほうで百万以上のところでございますと、ヘクタール当たり一四七・九人くらい、下のほうの五万から十万というところになりますと七九・四人くらいの密度になっておるということをごらんいただきたいと思ひます。

それから二ページに移らせていただきますが、二ページのところで、三大都市圏の昭和四十年の人口集中地区の密度をあらわしたものでございまして、首都圏に関するものはヘクタール当たり百二十六人、中部圏でございまして大体九五・四人、近畿圏でございまして一三・一人、平均すると一三・九人くらいになっております。

それからさらに地方都市のほうの関係はどうなっているだろうかということを出しておいてありますのが3のところでございまして、札幌が大体ヘクタール当たり九七・五人、仙台が一〇二・

一人、広島が九〇・〇人、福岡が九八・八人、北九州が八三・六人、平均しまして九二・六人くらいの密度になっておるわけでございます。こういうことで大都市の人口密度がどういう程度であるかということをお承知いただきたいと思ひます。

三ページのところで、「都市計画法附則第三項の都市計画区域に指定するかどうかを検討する市町村一覧表」を出してほしいということでございまして、それを出したのでございますが、全部の市町村は一番最後の計のところにございますが、八百九十四となっております。最初八百九十八とありましたが、四カ町村合併いたしましたして四つ減っております。それからこの市町村が今度都市計画による一つのグループینگ、都市計画の区域というものがどのように一団となってグループینگされるかどうかということになるわけでございまして、これらの全市町村が八百九十四あるわけでございますが、これを都市計画区域としてグループしてみますと大体百七十六から百七十七ぐらいのグループینگになるんじゃないか。そういったグループینگの中で母都市が一つありまして、その母都市を中心としまして他に関連する都市が、市町村が一団のかたまりとなってそこが都市計画区域として策定されるというようにお考えただけばよろしいかと思います。

大体以上でございますが、この会議資料のほうはさらに固めまして、あるいは省令にいたしましたり、あるいは通牒等の内容にいたしましたり地方に流す、それでそういうことにして法律の運用に遺憾のないようにしたいと考えておるわけです。それから市街化区域の設定等、いろいろ諸準備が十分でない点に何かと御心配いたしておりますが、これは農林省ともほとんど内容的に一致をみておりますので、実施の内容につきましては県、市町村、こういった段階を通じて円滑な法律の施行、運用をできるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

大体以上で資料の御説明を終わらせていただきますが、以上のことにつきまして何か御質問がございますいましたら答えさせていただきますと思います。
○委員長(任田新治君) これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○足鹿覚君　ただいま建設省から種々資料の御説明があつたわけでありますが、私がこの資料を要求申し上げましたのは五月八日のことであります。ところが、私どもが入手する前に、すでに五月十三日付の新聞には載つておるのであります。で、われわれが審議をしておる際に自発的にこのような資料をなぜ提出できないのか。たとえば私共が四月二十四日の本委員会において農林省の方針案の提示を求めましたところ、部外秘であつて困る、こういうわけであります。ところが、よく調べてみると、四月十九日に記者クラブで発表しましたのであります。われわれがあとでもらつたものものの中に、一体これはどういうことなのか。すでに新聞に発表したものをわれわれが要求すると部外秘だという。あるいは新聞に発表した後でないと国会にはその内容を知らしめない、こういうことで法案の審議が進むとお考えになっておりますか。山下参事官と大和田官房長にこの際どのように反省になつておりますか伺いたい。

○政府委員(大和田啓敏君) 先日これに関連しての資料の御要求は、クラブにレクチャーいたしましたときに、私は新聞に話をする場合によくオフレコで話をする場合があるわけでありまして。まだ確定したものでございせんから、案のうちでございまして、オフレコで農地局で発表したいというふうに私は了解しておったのであります。したがいまして、まだそういう段階であるから差し上げるのは無理だというふうに申し上げましたのでも、もしクラブにおいてオフレコでなくて発表しているものでございましたら、さっそく御提示するよう私どもは心得ているわけでございます。

○説明員(山下武君) 建設省でのこの会議資料の關係でございますが、これは具体的に都道府県の主務課長会議を集めまして、そしていろいろ検討

資料として提示し、これについていろいろの意見を聞かなければならぬ段階にあったわけでございまして、必ずしもこれを確定した内容のものにするわけにはいかない、やはり各都道府県の見解というものは相当出てくるかもしれない、こういうことを予想いたしまして、こういう考えであるがどうかと、こういうことで十分検討の機会を与えるような形で会議資料としたわけでございまして、それからある程度地方の意見等も、なるほどと思われるような場合は実情に即して直した部分もございます。それからまた、これから少し直さなければならぬ内容のものもありまして、いろいろその段階から申しますと、すぐ出しますと確定したかのごとく思われる点がございしますので、実は正式に出すというような形のものはいままでとっていないわけでございまして、全く会議における十分検討を尽したいというような形で資料であったわけでございます。

○足鹿覺君　たいした内容のものでなければねわれわれはそういう手続のことにとやかく口をつけようとは思っておりません。ただ、法案そのものがきわめて抽象的であつて、政省令または通達、指示に依存する法律の場合は、特に新都市法あるいはこれと関連する農振法の場合は、地域住民の今後長きにわたる権益等に対して規制を加えることに内容がなつておるのであります。したがつて、政府はそのような場合にはすべてのものが一応そういう地方住民の権益に重大な関係を持つようなものについては、それが整備した上これを法案に添付して国会の審議にゆだねることが私は好ましい常識であると考えます。しかるに、われわれが要求しても、いま大和田官房長が弁明されましたが、新聞記者にオフレコで頼むよと、こう言つておるから自分たちは責任が軽いようなことをおっしゃいますが、これはわれわれがいろいろなことをオフレコで新聞記者に会見するときはあります。ある程度ことは事実であつて、しかしこの点はまだ未確定な点があるのでオフレコである、あるいは新聞記者会見をやつて、この数項目

のうち大部分はオフレコであると、こういう言い方は私どももよくすることがありますが、そういう不確定要素の多いものをオフレコで発表することと自体がおかしいのではないでしょうか。いまのあなたの弁明は私どもはまともな状態では受け取るわけにはまいりません。

そういう点について山下参事官にも伺います
が、特に私どもがこの資料を要求したとき、今度
新たに私が要求した場合は五月八日の本委員会
であります。ところが、説明もしないでこのD
I Dの人口密度と関係市町村名を印刷したもの
をただで配つただけで、そこでやかましく言わ
れて初めてこういうものを出してくる。一体こ
れはどういうわけですか、二段がまえ、三段が
まえ、それでわれわれに協力を求められるとい
うことがあります。なぜ当初この案を出して、
そうして良心的にわれわれの審議に応じられ
ることがあります。紳士としての態度じやあり
ませんか。行政府として立法府に対する態度
だと私は言わざるを得ません。そういう点につ
いても御反省になつておられぬのではありま
せんか。国会軽視と言われても弁明の余地は
ない私は思いますが、いかがでありますか。

○説明員(山下武君) 私どもの資料の点について、その説明等を付しまして、十分内容についての御説明をするのが当然でございまして、ただいま先生のおっしゃいますようなことはもう当然であらうと私ども考えておりまして、今後このような資料を提出するような場合におきましては、特にその内容等、作成した内容につきましてもあるいは資料の内容等につきましても、重々その内容を説明いたしまして、十分理解を深めていただくような方法をとってまいりたいと考えておりますので、この点、ただ資料をつくって出したままにしておきました点は重々おわびいたしたいと思っております。

○足鹿覺君 では伺いますが、都道府県都市計画主務課長会議資料は、これは本年のいつ、この会を持たれ、この方針を指示されたものであり

ますか。

○説明員(山下武君) 最初の会議は四十四年の二月十九日の日に会議を開きまして、そうして大体の骨子を示したものでございまして、さらにいろいろ各都道府県の意見等も入れたら何かいたしまして、相当検討を進めたものは四十四年の四月二十五日に会議を開いて、そうして内容の充実をはかり、また検討も深めた内容で説明をいたしております。

○足鹿君 二月の十九日にこの主務課長会議をお開きになったそうでありまして、われわれがいま手元にもらったおるのは、そのほんの一部分にすぎぬのではないかと想像されます。

以下私の手元にあります資料に基づいて伺いますが、一番重要な問題は、附則第三項に基づく区域の決定についてであります。これは鳥取県の私は鳥取県の人間でありまして、よその地域のことはよく腹に入っておりませんが、大体県のことはよく知っておりますので、それを参考にして、この地域が米子市であります。鳥根県境に近いこの境港市は数カ町村が新産都市の指定を受けておりますから、この西部の地域はすっぽり都市計画区域に入ります。そうして人口十万人の都市については八キロないし十キロでコンパスを当てて都市計画区域をきめるということになりまして、ほとんどこれは鳥取県西部における平坦地の一帯で、ここが全部都市計画区域に入ることにあります。その中で市街化区域がきまり、調整区域がきまるということになります。都市計画区域の中に一応すっぽり入ってしまうということになりまして、純粹の意味における農業振興地域、都市計画に關係のない純農業というものはほとんど急峻な山岳地帯に追いやられざるを得ない実情になると思っております。

その実勢は、ここに私は米子市の場合と鳥取市の場合の市街地の中心から十キロと十五キロにコンパスを当ててみるかとやってみたものを持ってきておりますが、これは正確な地図に線を当てたものでありますから間違いないと思いますが、これに

よりしますと、都市計画区域をも越えた平坦地を、しかも鳥根県のほうまで遠く入りまして、これでは将来市街化区域は別として、市街地調整区域に編入された地域はやはり五年ごとに更新をされていきますから、どうなるかわかりません。特に優良農村においてどうなるかわかりません。その市街化区域にかかわらず、都市計画区域の外に地帯のみが一応農業の振興地域ということになりますとならざるを得ない。そう受け取らざるを得ないことになるのであります。

で、問題はこのような状態が農林省が協議を受けて了解をされたものとは、私いろいろと説明を聞いておられますと、書面や資料、机の上では一応つじつまは合っておりますが、私の生まれた地方で、またここで生をうけて長い間住まった者の体験からいってこれはたいへんだと、こういう印象を受けます。これが全国に八百九十四の地区にわたって実施をされるということになりますと、日本本の農地の一番平坦で、しかも生産力のある地域はこれによって将来市街化区域になる可能性の強い線引きが終るということになります。農林省は実際に現地調査を行なわれましてこういうことを実際に調べたことになって、事実上現地に当てはめておやりになったかどうか、私は疑わざるを得ません。何となしに私は了承がいたしかねるのであります。それから、自分で少し知識をやってみました、はたせるかな私の勘のとおりの結果を招来しておりますが、こういうことで農業の場というものを、今後十年後を考え、十五年先を考えた場合に、日本の農業の場をどういうふうにして確保されるか、私は農林省のお考えが聞きたいのであります。他の同僚委員からもお尋ねがありました、どうも納得がまいりません。

そこでそういう点から農林省の御所見は別にまた聞くといたしまして、山下さんに伺いますが、このいまだで出した指示、通達、政、省令の予定事項、いまだで御説明になったもの以外にありませんか。いま御説明になりました二月十九日または四月二十五日の都市計画課長会議におかけにな

りました以外にもう新しくこのような措置をとられることはございませんか。あればこの際お出しを願わないと、あなたが先ほど考えてみた、十分おわびをするということでありまして、われわれは信用できませんので、この点いかがでありますか。

○説明員(山下武君) ただいまの点についてでございますが、一番大事な市街化区域、市街地調整区域の策定の關係についてはこの指示しましたものが全部でございます。その關係したもので重要なものを全部抜き出してまとめたものでございまして、そのほかの資料は、こういった重要な問題についての關係のあるものはあります。ただ、そのほか、会議の際にはちようど年度当初でございましたので、四十四年度の予算の内容であるとか、建設省、特に都市局の事業内容につきまして具体的な指示をし、あるいは四十四年度の事業の執行につきまして具体的な指示をしたものの資料等がございまして、しかし、そういった資料は一応個々の御要望になりました資料とはほとんど關係がないとなしまして、それははすしておるわけでございまして、それははす

それから、ちよつと話は最初の御質問にさかのぼりますが具体的な米子等の關係の質問がございましたので、これは個々の資料の最後にお話しました七ページのところで、鳥取県のところで、米子市、境港市、淀江町、日吉津村というものがずっと並んでおりますが、これは新産都市としての最後に指定しました地域でございまして、同じ新産都市と申しまして、新産都市として伸びの非常に大きいところと、地域的な条件が悪いために新産都市としての伸びがなかなか思うようにいかないという区域等がございまして、この中海地区の点につきましてはその後者の例でございまして、やはり氣候、風土、あるいは立地条件の相当よくない場所、他と比べますと發展の程度がかなりない地域ではなからうかというふうに考えているわけでございますが、したがって、こういうようなところの發展を考へる場合には、かなり長い目で

振興なり發展を考へていかなければならぬのじやないかというふうに考へておりますが、特に米子の場合で、ちようど鳥根県と鳥取県との境界にまたがる区域になっているわけでございまして、そういう場合に、都市計画区域をどういうふうにするかといふような問題が今後具体的に出てくるわけでございまして、特に米子のところで八キロないし十キロということで、一律に考へるといふことはなくて、やはりその場所場所によりまして、場合によりましては六キロ程度で考へたほうがいいのか、あるいは五キロ程度で考へたほうがいいのかといふ場合も相当出てくるわけでございまして、それから特にその土地の状況に應じて一応対象にしてみまして、その対象とした町村全部を入れることがいいのか悪いのか、一部を入れたほうがいいのかは妥当ではないかといふような場合も相当出てくるわけでございまして、そこで、この間の會議の際におきまして、もう一つの考へ方を各県に持ち帰りまして、そうして法律が施行された後においてどのような法的手續を進めていくかといふことをいま準備段階として進めておるわけでございまして、したがって法律施行までには全部これが確定するということではなくて、法律施行があらまされてから、さて今度は都道府県知事が都市計画区域を五条によつてどのようきめていくべきか。それからその政令で定める区域というものがきめられましたならば、それについてどのように市街化区域と調整区域とをきめていくかということが正式な法律の手續として作業が進められるということになるわけでございまして、知事がこれについての新しい法律のたてまえによりまして具体的な案をつくり上げて、そうしてこれを市町村の意見を十分取り入れて、そして建設大臣のほうに認可を申請してくる。認可を申請してきたものによりまして、いろいろ私どものほうでは法律の条項によりまして、關係各省との協議あるいは意見の聴取ということになりまして、農林大臣との關係につきましては協議をすることになっておりますので、その案で農林省の

ほうと協議をする。協議が整ったところで、建設大臣はそれはよろしいということで認可をして具体的な地域の指定を正式にする、こういうような手続になるわけでございます。現段階では一応そのあがった町村につきましては、これを一応の検討の対象、あるいは市街化区域、市街化調整区域を設定するといった場合には、どういふようにこれを対象として扱うかということを検討してもらっている段階でございます。

大体概略でございますが、御説明させていただきました。

○足鹿 将来のそういう事務的な煮詰め方については、あなた方行政官の責任でありますから、私も立法府として、少なくともこの法案を審議していく上において、従来の都市計画区域の決定のしかたが変わって、行政区画を区域とする従来の区画設定の方針を今度は都心地から八キロないし十キロというところで線を引くという大原則がきまれば、どこの都市の場合でも共通していえることは、なるべく将来を考えると、大目にとつていこうというのが、これが人情というものです。先はなるべく縮めてとつていこうというふうな人は私はきわめて例外じゃないかと思う。たゞたゞ主務大臣の認可をとり、それを変更するということも不都合を生じまじやうし、できるだけ限り簡一ぱいにとつていこう、こういうことになりまじやう。私が先ほど心配したような結果になるのであります。ですから少なくともあなた方が良心的にやられたといいたしましても、末端でこの実際における立法者なり、あるいは指示者の意思等とは別に、末端の受けとめ方、運用のしかたというものは変わつてまいります。その点に問題があるのであります。治安立法等に例をとつてもそういう場合もありますし、こういう区域設定をする場合におきましても、こういうことは特に顕著に出てくることは疑い余地はありません。そこで私も心が配いたしなすことは、あなた方は二月十九日に「新都市計画法の施行について」というこの重大な資料を秘密文書として、繰引き

の準備をしておきながら、今日までこれを無視して、われわれの要求を待つて初めて抄録を出しになりました。しかもその抄録を見ますと、大事な点が抜けております。あなた方は行政官として、あるいは当然かともお考えになる向きがあるかもしれませんが、いまから若干それを御説明申し上げますならば、「都市計画の決定の手続と具体的進め方」という条項がありますので、それを読んでも、私どもの納得のいかない点がたくさんあります。一応申し上げまじやう。

この間の都市局長の話によりますと、私の質問に答えて、地域住民の意思を十分聞き、尊重してやるんだということでありましたが、「公聴会等による住民の意見聴取及び市町村の意見聴取」・①②において生じた変更部分について再度市町村にたいして事前の意見聴取を行ない必要な調整をする。④市町村との事前の調整と併行して公聴会の開催その他住民の意見を反映させるための手続を行なう。この場合、提示する内容は②における各府県協議と同程度の精度のものである。③として各府県と協議する精度のものである。地方住民の公聴会がわかりますか。これが一点。

④の手続を行なった後、県は正式に関係市町村の意見を聴く。この場合、市町村は必要と認めた場合再度審議会を開催し、住民の意見の反映につとめるものとする。――「必要と認めた」とは何を意味するのでありますか。たとえばいわゆる「必要と認める」ということについても、まだ先にいろいろと規定をしておりますが、「必要がある」と認める場合」とはどういう場合をさすかというところが記載されてありますが、「案の作成をしようとする者が、当該案件に関する重要事項について直接住民の声をきくことが適正な都市計画の案を作成するために必要であると判断したとき等が、これに当る」とあるではありませんか、「判断」ですよ。まるでこれでは、その人は独裁者のような権能を持っておるんじゃないでしょうか。全く一方的である。しかも、「住民の意見の反映の方法について、あくまでも計画決定者の自主的な

判断によつて選択すべきものであるが、たとえば説明会を開催した後、意見書等の提出を求める等の適当な方法によることも差し支えない」と考へる。――いわゆる住民が一体、一方的に説明会を聞いて直ちに判断していくことが可能でしょうか。また、案の作成者が判断をしたときにはやってもいい、やらないと判断したときにはやらなくてもいい、そういうことで一体何ができるでありまじやう。しかも、「議会の意見を反映させることをもつて足りる、議会の決議は必要としない。」こういうことにはまじやう言及してはありまじやうか。

一体これが民主的な地域住民の権益を規制し、あるいは制限をする重大な問題を進めていく民主的なきめ方と言えますか。全部この資料出しなさい。そして全部の委員によく見てもらつて、こういう行き方はたしていいのか悪いのか。私の判断では、こういうことでは独裁者だ。長きにわたつて都市計画地域に設定されることについて先で泣くようなことが出てきてもあとで文句は言えない。こういうことを想定いたしますがゆえに、

このような一部あなた方の説明がつき、新聞に出た程度のいわゆる繰引きの資料等で、当委員会が今後この審議を判断するわけにはまいりません。したがつて、私の手元にあります資料があなた方が出されたものといいたしますならば、「昭和四十四年二月十九日新都市計画法の施行について」という建設省都市局都市計画課の発行した全文を、ぼう大な全文を出し、当委員会の審議にゆだねられない限り、私どもはこの審議を進めるわけにはまいりません。委員長においても十分私の申し上げておる点を御勘考の上御対処あらんことを希望いたします。

○説明員(山下武君) ただいまの点でございますが、いま先生のお示しになつた資料という内容は、かなりまだ固まらないときのいろいろの見当を盛り込んだ内容であるように見受けられますが、どのようになっているかは、都市計画法の十六条

にはつきりと明文がございまして、「都道府県知事又は市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」、こういった大原則の条文がございまして、これはやはりこの都市計画というものが住民の意見というものを十分反映し、尊重し、具体的なよりよい都市計画となきやならぬという趣旨でございまして、まあこういう関係につきましても、あるいは市町村の意見を聞くような場合でございまして、たとえば協議会があるような場合には協議会を活用してぜひその協議会による意見の反映を求めるとか、あるいは協議会がないような場合、各市町村におきましてはやはり市町村の全員協議会という形式で全体の具体的な市町村の意見を求めるという市町村長もございまして、住民の意思の反映のしかたにはいろいろの方法があるわけでございます。そういうようなことで、いわば一番適切な方法で民意の反映につとめる、こういう趣旨であるわけでございます。

いまそういう形でできるだけ都道府県に持ち帰つて、そしてどういふ考え方で繰引きをするかというふうなことについては、各市町村では全部具体的な内容をおろして、そして具体的な市町村の意見を内々開いておる段階でございまして、したがつてそういうことからは、非常に独裁的と申しますが、全然意見を聞かないで仕事を進めるといふことは絶対ございせん。各都道府県のほうにおきましては、具体的な知事の一つの任務が法律にうたわれておりますし、また市町村自身の任務も当然法律にうたわれておりまして、それぞれ都道府県知事、市町村相ともに、よりよい都市計画をつくるということ、いま施行のための準備段階を進めておる段階でございまして、その辺をよく御了承いただきたいと思つております。

○足鹿 承りますがね、山下さん。昭和四十三年六月十五日に、いわゆる新都市計画法は法律

第百号をもって施行されておるのであります。その第十六条には、いまあなたが読みになりましたような「公聴会の開催等住民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。」という規定のみをあなたは言われましたが、この規定の取り扱いをどう進めるかということについて、これには重大なことを述べているのです。法律がきまつたあとにおいて、この法律の精神を無視するようなことを書いておるから問題だと私は言っておるのです。あなたはこの法律に書いてあるからそのとおりやるのだと言っておるけれども、これにはそのとおりやる必要はないと書いてあるじゃないですか。そういう指導をあなた方は現にしているじゃないですか。そういう御答弁は慎んだらよろしい。

○説明員(山下武君) お答えいたしますが、ただいまの先生のおっしゃいますその民意の尊重のしかたをどういうふう具体的にやるか、要するに法律第十六条のつとめてどのように民意を反映させるかどうかということの具体的措置が適切であるかどうかということなものであります。法律の制度といたしましては、特に地方の審議会とこの点につきましては県の関係市町村の関係者も具体的に委員になっていただきまして、そうしていろいろの都市計画の案件をこの審議会にかけるという組織になっております。それからさらに具体的な案件で市町村の意見を聞くというような事項等が方々に出てまいっておりますが、こういった関係につきましては協議会、協議会がないような場合には協議会を、協議会がある場合にはそのほかの民意を反映させるような方法をできるだけ講ずるようにというところで指示しておるわけでございますので、先ほど先生のおっしゃいました点は、十分その民意の反映につとめるような形で検討を進めておるつもりでございます。

○足鹿寛君 この資料を出すか出さぬかと言っているんですよ。全文をお出しなさい、全文を。前

のものであるとあなたはおっしゃいますが、法律ができたのは去年の六月です、施行になったのは。その後、二月の十九日に、この法の事実上の運営についてまだ政省令もない何もないときにあなた方が示された基準によれば、いわゆる市町村議会、県議会を経て意見の反映にとめればよろしいという、法律を実施していく者が自主的に必要と判断したときには公聴会をやればよい、必要と認めない場合はやらなくてもいいような、いわゆる法十六条を死文化していくような、そういう通牒を出しておられるんです。そういう事情に基づいて会議を進めておられるというところは否定できません。したがって、この全文の資料をお出しください。でない限り私は了承できません。

○説明員(山下武君) ただいまの資料というのは、これは全く――その段階から申し上げますと、やはりこの法律が施行されてから一年間という猶予期間をもちまして、一年の範囲内において政令で定める日に法律が施行されるということになっておるわけでございまして、その間にいろいろの大事な、都市計画法の改正によって、そして新たな政策が行なわれるということになるわけでございまして、その間一年間という余裕期間を、そして十分検討の時間をおいてもらっておるわけでございます。したがって、都市計画課の案として検討しておる内容のものをこの委員会にお出ししてもどうかという気が私はするわけでございます。

○矢山有作君 山下参事官にお尋ねしますが、あなた方がこの新都市計画法に基づいて作業を進めていく場合には、この法律だけじゃやれないわけでしょう。具体的にどうやっていくのかということとは、やっぱり政令なり省令なり、あるいは指示、通達、いろいろのものを具体的に出して、それによって線引きをやらせ、それによって市街化区域なりあるいは市街化調整区域なりというものの区分もやっていくわけでしょう。そうすれば私はそれが出てこない、このいま審議しておる農業振興地域の整備に関する法律案の審議は

できないですよ。なぜかといいますと、農振法案それ自体は多くの問題を含んでおりますよ。実際それだけでは意味がないのであって、これはやはりわれわれの理解によれば、新しい都市計画法に對比するものとして私は出されてきたと、そうするならば新しい都市計画法によって一体都市計画というものがどういうふう具体的に進行していくのか、それを考えなきゃ私もこの法案の審議というものはできないわけなんです。したがって、そうした政省令なりあるいは具体的にやっていく指示なり通達なりの内容というのが未確定であるとするならば、重大な私権の制限を伴うようなことが、それが未確定の中で行なわれていくというのでは、これはたいへんなことになる。したがって私もこれは、この法律を審議するということとはできなくなってくる。それを出していただいて、そしてこの法律と都市計画法との関係というものを徹底的に明らかにした上でないと、あいが悪いんじゃないですか。ですからこれはぜひ出していただきたい。出す時期がずれれば、これはわれわれのほうとしては出したいだけの時点までこの法案の審議を中止しておきます。というのは、重要な関連を持っているからやっぱり明らかにする責任がわれわれにあるわけです。出せませんか、出せませんか。

○説明員(山下武君) ただいまの一番大事な点は、都市計画法と今度……(くどくど言う必要はない)「出すか出さぬかを聞いて」と呼ぶ者あり(「出すか出さぬか説明せよ」と呼ぶ者あり)出さないうで済ましていただきたいというのであります。

○委員長(任田新治君) 委員長から言いますが、山下参事官のほうで先ほど足鹿委員が話された資料、その資料を早期に出すように準備してください。できますか。

○説明員(山下武君) この点はちやうどきよう局長がどうしても建設委員会のほうに何してありますので、よく相談させていただきます、決定させていただきます。

していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

午後三時五十七分休憩

午後四時五十分開会

○委員長(任田新治君) 暫時休憩いたしました。農業振興地域の整備に関する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○河田賢治君 先日農業振興地域の指定区域について局長のほうから大体一区域が二百ヘクタールですが、というところを中心にしてやると言われたんですが、実は私衆議院の委員会の記録を読みまして、農業振興地域の指定区域というものとそれから農用地等とが何かはつきりしないところがたくさん出てくる。だから農用地を全部残すなら振興地域の指定は要らないのではないかと議論もあつたり、いろいろその辺の複雑さがあるように思われる。で局長のほうからたとえば農業振興地域内でも農用地区域にならない部分もあるということ言われております。もちろん建造物があるとか何とかいうこともあるでしょうが、こういう点がちやうど不明確なので、もう少し具体的に入る前にこの関係をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 二百ヘクタールというお話がございましたが、これは先般の御質疑の際に私申し上げましたのは、農業振興地域として指定をいたします場合にいろいろの要件が法案で規定されておるわけでございます。当然農業振興地域でございますから農用地等として利用すべき相当規模の土地がございましてこれは指定する意味がないわけでございまして、

「委員長退席、理事宮崎正雄君着席」

そういうような点から大体相当規模の土地というものが一つの考え方として、これは幅はございましょうけれども、一応の基準として二百ヘクタール

な力を持っていますからね、困難なことばかり
ますけれども、しかし優良な農地で非常にもう平
たいところをずいぶんと大きな電線がだあーと
通っているわけですからね、そういうものに對
して、ここは農地として国の施策としてやるんだ
というときには、まあ電力会社の送電線ぐらいは
移すぐらいの意気込みを持ってやっていただかぬ
と、何でもかんでも現状はしようがないというよ
うなままでは、ほんとうの農業を守る姿になら
ぬのじやないかと思うのです。

それはそれとして、現在この振興地域を指定し、さらに計画を立てても、今度は農用地の転用が不可能になるという場合ですから、かなり利害が錯綜するわけですね。先ほど来市街化指定の地域の問題も、あるいはどこに線を引くかということ、いま大きな問題になっております。これはまた農村の、農村地域でもこれによってある程度線が引かれるわけですね。そうしますと、ここにおいて利害関係というものがかなり錯綜していると思うのですが、御承知のとおり、いま小作関係というものが相当あるわけですが、面積は、この間のセンサスで大体承知しておりますが、いま土地の所有者、地主ですね、これがどのくらいあるのか。それから借りてあるのは百十萬、これは小作、小自作、それから自自作合わせまして約百十萬になっているわけですが、それほど、非常に利害関係あるいは貸借関係小作関係というものがあられるわけですが、この地主の、土地所有者のそういうもの、それからその中で農民がどれだけ持っているかというふうな統計はいまとっておらないのですか。わかつておたら説明願いたいと思います。

○政府委員(中野和仁君) お尋ねの土地所有者のほうから見ると統計というものは、農林省でたしかつくっていないというふうに思いますので、全部の数が何十萬になりますか、ちよつとわかりかねると思いますが、なお私のあるいは記憶違いかもわかりませんが、調べてはみたいと思います。が、たしか所有者側から人数を出したものは最近はないというふうに記憶しております。

○河田賢治君 これは非常に私大事なことだと思ふのです。かつて農地改革が行なわれて土地関係がずいぶん変わりましたが、かなり自作農の方向にいったわけですが、しかし御承知のとおり、東北はそうではありませんけれども、西日本方面は一町平均残していいというものが、そうではなくて、大体六反か七反くらい以下を残しているわけですね。その七反以下残っているのがこれまたたくさん田に分かれておりまして、さつき申

しましたように、百十萬戸の農家が旧地主的な人々の土地を耕しているわけですね、自作農にしろ、小作農にしろ。そうしますと、その土地所有者と耕作者の間の利害関係というものが非常にめんどろな問題を起しているのです。

それからこういう農用地がもう転用できないというところになりますと、どうしたって土地の所有者というものは早く何とかして売りたい。また、地価も若干都市近郊ですと、売れば地価が高いのですから、そうなりますと耕作している者が非常に迷惑をする。いろんな関係で転用ができなくなるといふこと、それから地価の変動があるといふこと、いろんな諸関係がありますけれども、そういう利害関係が錯綜しているのです。やはり農林省は農地改革は済んだんだ、したがってもう小作と地主関係というものはいたしたこれは問題でないというふうな軽視されている私は証拠だと思ふのです。御承知のとおり、なるほど農民の中でも、ちよつと書類を見たのですけれども、北海道あたりで三十五町歩くらいですか、耕してある方があるわけですね。ところが、そういう方はほんとうに自分の使っているところを美田にしてよく収穫ができています。そしてほかの土地を交換して、そして自分の周囲に全部固めてしまったという実例がございまして、三十七町歩ですか、大きな、いま雇い人一人使って大きな機械を使ってやっているとあるわけですね。そういうところじゃスムーズにいつていくわけですね。土地の交換分合にしまして、ところどころがどちらかといえばみんなかなりずいといが多いので、したがってできるだけ小作人の土地を取り上げようというふうな人々も最近には相当出てきておりますし、できるだけこの際売ってしまおうというふうな形で、この地域が指定され、農用地の転用がだめだといふことになりまして、農用地の転用が深刻な問題を、また、どこに線を引くかというふうなことで深刻な私は影響を与えるといふことを考えまして実は何ったわけなんです。

それができていなければ、やはり何とかしてそういう関係をほつきりして、そして旧地主あるいは新しく貸借関係を結んだ何と申しますか、新地主と申しますのはちよつとなんですけれども、貸し付け地を持っています人、請負耕作に出したりなんかするなり、そういういろいろな複雑な関係がございまして、やはりそういうものをずつと下のほうまで見ていきたいと思います。こういう問題とことごと頭の上で考えて実施するといふことはなかなか困難ではないかといふふうにも私たちは思うわけでありまして、その点で、小作人の関係を実は聞いたわけですね。

そこで、この計画が、これまでの衆議院の記録を見ますと、大体五カ年間かかって三千何百ですか、やつていくといふお考えなんです。法律を出して、五カ年先のものまでも猶予があつて、あるものは早く、それからあと五カ年先だといふようなことになりまして、特にこの土地の問題でさつき申しましたように、御承知のとおり、この土地を早く何とか手に入れて転用したいといふような人がずいぶんいますから、そうするとかけ込み競争でできるだけいま優良な土地であるいは便利な土地をどんどん売っていくといふような傾向も出るのじゃないかと思ふのです、一部には。

そうしますとこの五カ年間もかかるというものは、これは農林省のほうの、そちらの手続、大臣から、ずつと上からの指導の手続でそれがかかるのか。それとも非常に複雑だから、こういう問題を農林省の間で討議したりあるいは農協やあるいは農業団体等々に市町村が諮問してこれを決定するに相当これは複雑であるから五カ年間かかる、こういうお考えになつておられるのか。これはどういふ点でしょうか。

○政府委員(池田俊也君) 農林省がこれを指導いたす等の関係で五カ年かかるというわけでは毛頭ないわけでございます。法案が成立いたしますならば、直ちにいろいろな趣旨の徹底等の作業にかかるわけでございます。一応私どもの計画では、本年度内に四百地域くらいの指定をし、その

うちの半分くらい計画樹立までいきたい、こういう考え方を持っておるわけでございます。なお五カ年程度を予定しておりますのは、やはり地元におきますいろいろな調整等かなり時間のかかるところもあるのではないだろうか。何ぶん農業振興地域といふことになりまして、これは将来にわたります非常に影響の多いことでございます。一応、指定を受けるという体制になった場合におきまして、いろいろな計画樹立のための調査等もございまして、あまり拙速ではなしにやりたといふ趣旨から、一応五カ年程度を考へておるわけでございます。もし地元の熱意が盛り上がりまして、ぜひ早期にやりたいといふことでございしますならば、そういう線に合わせまして私どもは繰り上げすることはもちろん非常にけっこうなわけでございます。一部の地域はかなり調整に時間がかかるであろうといふことで、そういう一応予定をしておるわけでございます。

○河田賢治君 御承知のとおり、指定地域になりまして、実際にこの法律だけでは実効がない、予算もないのですから。結局は、土地基盤整備をやるとかあるいは農業構造改善でいろいろな国が補助を出すとかといふようなことで進めるわけですから、そういう点が、おそらく五年というものがかなりそういうところから出ているのじゃないかと思ふのです。あまりぶら下げたとしても、すぐに飛びついてきても与えるものが一応限定されておりますから、そうそう一度に基盤整備も全国的にできないという点から私は出ていると思ふのです。が、しかしこういう場合はいかがですか。知事なんかは指定したいと思ひますが、その地域で、市町村で、この辺はもう基盤整備等々はやめでもしばらうといふおいてもいい、したがって整備計画を立てる必要がないといふような考えでかなりの人がまとまつてしまつたといふ場合は、個人の場合はいろいろな問題が書いてありまして、しかしそういういわば市町村段階

で全体としてそういう整備計画なんか立ててもよろしいというふうなものが支配的になった場合には、これはどういうふうになりますか。

○政府委員(池田俊也君) これは制度のたてまえといたしましては、知事が指定をいたします場合には関係市町村に協議をすることがございますので、関係市町村の意向として、地域指定を受けたくない、したがって整備計画も立てないということでございますならば、指定をするわけにはいかないわけでございますけれども、私も、知事がいろいろな観点から見ましてこれは当然農業振興地域になるのが妥当であるというふうな地域でございますならば、十分趣旨を関係市町村に伝えまして、いろいろ話し合いをいたしまして地域指定まで持っていくというふうなやり方を相応すべきであろうと。ただ関係住民の意向によるんだからということ、初めからそういうことで投げ出すということとはあまり適当でないで、そういう努力をしていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○河田賢治君 市町村が農地の保有合理化のための適当な土地に関する権利の取得の円滑化、こういう問題について、かつて土地の管理事業団に類するんじゃないかというふうな批判もあつたわけですが、御承知のとおり上から大体これはやっています、御承知のとおり土地がごちゃごちゃして、問題が起きているというふうな場合には、その問題を解決するというのが主であつたわけですね。実際にいまの法文にあるように、農業の地域を振興する、農村を非常に建設していくというふうな面の仕事はなかつたわけですね。で、これが出ますと、勢い、上からの決定として、もちろん農業団体等々に一応諮問はするでしょうけれども、大部分の農民の意思の反映ということ、実際にこれは保障されてないわけですね。この場合に、市なりあるいは農業委員が土地に関するいろいろなあつせんをする等々をやりますと、これはもう一つの今日の彼らの持つておる以上の、まあい

わば越権的な行為になるというふうに考えるわけですね。

現に、おそらく農林省でも御存じだと思ふんですが、ちよつと私、北海道の、町の名前を忘れまして、けれども、あそここの町では地価を——売買する地価、これをきめてるといふ話ですね。現にそういう市町村があるわけですね、ひどいところになります。だからこの、上からそれがいきますとさらにそういうことが強化されて、ほんとうにいまの民主的な、農民の問題を考えて、そして農業を守っていくこととか、あるいは農村を發展させようというふうなことにならず、何か大きな、何といひますか、連中の要求を聞いて、そして土地は値上げをしないとか、あるいは地価をきめてしまふというふうな、そういう誤った、あるいは違法的な行為が行なわれてるわけなんです。こういう点で相当私は、この問題でその面を助長するんではないかというふうなまあ心配するわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(池田俊也君) 整備計画を定めます場合に私もやはり、いまの農地保有の合理化のための事項ということの関連で、将来あるべき経営の姿といひますか、そういうものを定めるような指導をしたいという気持を持っておりまして、御承知のように、現在の経営は経営規模というふうな点からいましてどうも十分でございませぬし、やはり将来望ましい姿としては規模拡大というふうなものは必要があるわけでございます。それで、整備計画の中でそういう目標をきめまして、あるいは農業委員会がその線に沿つて必要にあつせんをする。それからまあ、今般の農地法の改正法案の中にもあるわけでございますが、農地の保有の合理化のための事業というものを市町村その他の公益的な法人がやるということが一応入つてゐるわけでございますが、まあいづれにいたしましても、そういう規模拡大というのはこれはぜひともやりたい。ただそのための事業のやり方が非常に上から押しつけるようなかつこうに

なつたり、あるいは本来農民が希望してないような方向に行くといふことは、これはこれは厳に避けなければならぬわけでございますし、まあそこいらのやり方については、これは確かに従来一部御指摘のようなこともあつたかといふ気もいたしますので、私もそれはそれが住民の意向とよく合つた上での規模拡大に結びつくような事業の御指導を申し上げたいという気持ちを持つてゐるわけでございます。

○河田賢治君 新全国総合開発計画では、二十一年先に百万ヘクタールの水田、それから百万九十万ヘクタールの畑地、これを大型農業機械でやつていこうという構想、これを拝見したわけですが、農林省のほうでこの振興地域の問題と関連して第二次構造改善等々をお進めになるわけですが、大型機械なども大型機械などを入れるような方向でお進めになるわけですか、この辺をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 将来の農業労働力の状況等を見ますと、やはりかなり減少するといふこともございまして、労働生産性を上げるという観点からいいますと、大型機械が望ましいのは当然でございます。ただ、これは画一的に大型機械の導入だけを指導するといふのが適當かどうかといふことになりまして、これは非常に疑問がございします。で、やはりその地域の条件あるいはいろいろな當農の形等によりまして、必ずしもいさぐ大型機械を入れるのでなしに、いろいろな場合に、よれば小型機械を主体にしてさらに若干の中型機械を結びつけるとか、いろいろな適當なかつこうがあり得るわけでございます。全国総合開発計画におきます二百ヘクタール云々といふのは、いまの農地のいろいろな条件、水田の条件等から考えまして、まあ機械導入というふうなことを十分考えた場合に、出てきた数字であるといふふうに私も理解してゐるわけでございますが、現実の機械化の進め方については、私も必ずしも画一的にやるのじゃなくて、いろいろな地域の条件に合つたかつこうを指導したいという気持ちを持つてゐる

わけでございます。最後に一つ、その問題はあとでいづれ論議する時期があると思ひますが、御承知のように、大型機械が入りまして、多少機械の性能や何かで問題がありますけれども、少なくとも私が回つてきた範囲でも、五十ヘクタールぐらゐですか、そこらまで機械が入りますと、大体農業に従事する人が今日も五人か六人おれば大体田づくりだつたらできるわけですね。そうすると二百ヘクタールにしましても、ほんとうに二十人ぐらゐあれば大体できるというふうな、いま一方においてはそういう時期に来ているわけですね。また九州あたりのあれを見まして、中型機械でも大体八ヘクタールから十ヘクタールぐらゐまではやれる。中型機械を、田植え機械から刈り取る機械全部使つて、現に、例の労働時間にしましてもわずか三十四時間ぐらゐでやつてゐるわけですね。

そうしますと、農林省が今後進める上において、どういふ機械を入れ、それからどういふ方向でやるかといふことは、これは農民全体にとつては非常に大きな問題かと思ひます。一方においては兼業がある、そしてかなり田畑が生産力が落ちておるといふ場合に、この農業地域の指定地を中心にして考えるだけでは、これは私は、いわゆる構造改善事業のできるような範囲だけを考へて仕事をしていたらこれはたいへんなことになると思ひます。ますます兼業農家をふやすばかりで、専業農家といふのはなかなかできにくい、一方において兼業があるわけですから。

そういう問題について、私はこの農業地域のこの法律だけでもは進むわけではありませぬけれども、今後の農政の進め方で私は相当大きな変化を与えるだらう。そうしますと、この問題を進めるにあたつても、もつともこの振興地域に指定しない部分、あるいは若干傾斜地なんかのある部分、あるいは兼業の多い部分、こういうものをむしろ積極的に早目にそのほうへ重点を置かぬと、私は農林省がいま中心としておる三千ばかり

常に心配しておりましたから、本委員会を通じてその点を明確にお答えをいただきたいと思ひ

かに漁業、以西底びき網漁業、北洋母船式底びき網漁業及び遠洋底びき網漁業というのを大規模漁業として分類をいたしまして、その生産その他を整理をしておるということになっております。したがって、まあこの分類の中に入らないものが一応の同一の状態であるというわけにはいかないものであります。たとえば御指摘がございましたように、生産量が規模漁業は非常にふえております。四十二年が前年に比べて四三%ふえておる。このうちで特にふえたのは、北洋の遠洋底びきと、それから北洋の母船式底びきという分類の漁業が非常にふえております。魚の種類としては御承知のようにスケソウダラで、これが最近御承知のような加工製品の原料として冷凍する等に用いられるということに非常にふえております。そういうものがその原因をなしております。それらを含んでおる大規模漁業がこの分類としては生産が非常にふえておるということになっております。したがって、大規模漁業といわれておるものが全部一様に生産がふえておるというわけではない。一部の漁業または一部の魚種について非常な生産の伸びがあるというふうに御理解をいただきたくたいと、そういう点からまた要因もおのずから変化をしていくというふうに思うのでございます。

それから遠洋漁業につきましては、御承知のように海外における状況、その他資源の関係等必ずしも明るい面のみではございません。政策的な問題としては、御承知のように諸外国におきまして最近領海の拡大なりあるいは漁業水域の設定といったような面がございまして、漁場に対する一つの国際的な制約というものが強まりつつある。また全般的に後進国等が水産資源に対する関心が強まってまいりまして、国際的な動向としては資源に対する維持管理ということを国際的にやってみようという主張が非常に強くなってきておる。これらも遠洋漁業に対する一つの制約的な動きであるというふうに思います。もちろん資源の維持管理といったようなことについては、日本としても十分国際的に協調をとっていかねければならぬことは言うまでもございせんが、そういう動きがございまして、まあ、そういうことにつきましては、各種の漁業交渉を通じて、御承知のようにここ二、三年来、数カ国とすでに漁業に関する協定を結びまして、わが国が従来持っておりました実績をできるだけ相手国にも認めさせるといったような努力もいたしております。また日ソ交渉なり日米交渉等を通じて外交的な努力をいたしておりますが、何ぶんにもそういった関係の漁業におきましては、資源の制約がかなり出てきておる。漁業の資源問題という、特に遠洋漁業については重視をしなければならぬ段階にきておるのかと思ひます。私もとしては、既存のそういった漁業関係における制約も強まってきておりますから、一つはいわゆる新漁業の開発というところで、私も従来利用していなかった海面においてできるだけ新しい資源を発見をして新天地を求めてまいり。また従来利用していなかったような漁業種類についてもできるだけ利用の分野を広げてまいり。先ほど御説明を申し上げましたスケソウダラ等についても、ああいった新しい加工なり、原料の形態ができたことが一つの漁業の生産を高めた要因にもなっておりますから、そういう新しい資源を利用するような可能性を強めてまいりというふうなことが遠洋漁業に対する今後の一つの伸展の大きな方向ではないかというところでせつかく努力をしてみたい、かように思っております。

○杉原一雄君 それでは、先ほど後段で申し上げました沿岸漁業が増加している、しかし中小漁業が停滞している、この白書は書いてあるわけですから、このところのところがたいへん気がかりになるわけですね。そこで沿岸漁業がはたして増加しているのかどうか。一応農林省の計数を信頼していいと思いますが、ただ問題は、そういう中で中小漁業がなぜ停滞しているのか、いろんなことが推定されて私は非常に心配なんです、長官のこれに対する要因の分析、判断はどうか、的確にお願いしたいと思います。

○政府委員(森本修君) 中小漁業として分類しております中にも、非常に数多くの漁業種類が含まれております。したがって、ある業種につきましても生産が増加している、しかしまた他方生産が停滞をしておる、あるいはむしろ減少をしておるといったような漁業種類も見受けられるというところで、それらが集計をされておると、中小漁業の生産が停滞、あるいは微減をしておるといふような形に統計上は整理をされております。具体的には沖合い底引き漁業でありますとかあるいはイカ釣り漁業等は中小漁業の中でも生産がふえております。しかし、一そう巻き網漁業とかあるいはサンマの関係等は生産が減っておりますといったような形になっております。サンマなりアジなり、巻き網の対象であります、そういうものは比較的最近ではとれ高が減少をしておりますが、これは一つは資源のあり場と申しますか、そういうところがどうも変わってきたのではないかと、いふことが問題になっております。

そういうことから、私もしましては、こういった海洋漁業について、資源の調査を来年度は十分ひとつやってみようというところで、四十四年度の予算の中にも巻き網に関する調査、あるいはサンマについて資源調査をもう少し遠いところまでやってみようといったような調査項目を予算上計上いたしまして、いま言いましたようなことに対応していきたいと思っております。一口に言いますと、そういった資源的な点から、中小漁業の中に漁獲高が十分上らないものが相当出てまいったということが要因の大きなものであると思ひます。したがってそういう点に対する手当ても、行政的にはできるだけしたいということでも今後取り組んでいくつもりであります。

○杉原一雄君 あと二つ具体的な問題を提示して、きょうの質問を一応終わりたいと思ひますが、それは、富山湾に紅ズワイガニという漁獲がありますが、これは、この十日でその漁獲を一応打ち切ったわけですね。そこで、新聞紙を通じてその結果がずっと書いてあるわけですが、問題は、いま申し上げたように中小漁業の不振の問題、沿岸漁業の問題になるわけですが、だんだんと沿岸に魚が、紅ズワイガニがおらなくなってしまう、その原因はいろいろあると思ひますが、だから、新潟県の佐渡沖というところまで小さな船をあやつりながら出かけるべからぬ。そうすればおのずから、動力船ですとかガソリンなり、またその他燃料はたくさん食う、時間を浪費する、こういういろいろな問題等をあげて、非常に先行き不安な情勢報告をしておるわけですね。これは単に富山湾内における紅ズワイガニだけの問題でなくして、沿岸漁業全体に通ずるような問題をも実ははらんでおるようなにも思われるわけですが、そうしたことにたいしての全国的なこうした沿岸漁業の問題点、マイナスの面をいろいろお考えになっておるのだらうと思ひますが、そのことを一応お聞きすると同時に、これはできれば次の機会等で、そうしたことに對するところの対策、どうしたらいいのかということ、漁民に一つの明るい展望を与えるような政策の内容をお聞きできればと思ひます。

それからもう一つは、きょう毎日新聞が社説で書いておるわけですが、私も実はうっかりしておりましたけれども、海上保安庁の海難白書のことが出ています。その「海上保安の現況」をつづきに分析して、それを社説があげておるわけですが、その中で、いま問題にしていることがやはり問題になっておるわけですね。「つまり海難した船は千二百二十一隻にも及んでおる。それはあるいはカツオ・マグロ漁業、北洋のサケ・マス漁業の海難がたいへん多かったんだけれども、それらは減少の傾向をたどっている。しかし最近多いのは——ここからがたいへん私、問題になってくるんじゃないかと思うんです。「近海のイカ釣り漁船の遭難が増加し、三十五人の犠牲者を出している。その他」云々と、そこで、「遭難漁船をトシ数別にみると」、わざわざ引用しているわけですが、「転覆した漁船が全体で九十隻で、そのうち五トシ未満が五十三隻である。二十トシから五トシ未満が二十一隻で、両方で八二%を占めている。転覆と

御承知のように海難の一番大きな原因は荷の積み過ぎ——過載防止ということが非常に大きな問

午後五時二十五分散会

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、農地法の一部改正案の成立促進に關する請願(第四二二二號)(第四二三三號)(第四二四四號)(第四二五五號)(第四二六一號)(第四二七七號)(第四二三八號)(第四二三九號)(第四二四九號)(第四二六〇號)(第四二六一號)(第四二六二號)(第四二六三號)(第四二六八號)(第四二九五號)(第四二九六號)(第四三二三三號)(第四三四四號)(第四三三五號)(第四三三

会 議 内 鹿野恵一外五十九名
 紹介議員 高橋雄之助君

第四三三八号 昭和四十四年四月二十四日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（二）

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第四二二六号 昭和四十四年四月二十四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 山梨県甲府市古府中町三、一九

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二二七号 昭和四十四年四月二十四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 群馬県甘楽郡下仁田町下仁田三二

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二二八号 昭和四十四年四月二十四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 群馬県利根郡利根村大字迫見三七

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二一九号 昭和四十四年四月二十四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(一通)

請願者 秋田県南秋田郡井川村井川村長

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二二〇号 昭和四十四年四月二十四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 愛知県犬山市大字大山東畑三六六

山市農業委員会内 岡部益衛外二
十三名

紹介議員 柴田 栄君

第四二四三三号 昭和四十四年四月二十四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 青森県上北郡東北町東北町長 斗

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二四四号 昭和四十四年四月二十五日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒磯町大字寺子黒磯

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二六五号 昭和四十四年四月二十五日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県上都賀郡栗野町大字口栗野

紹介議員 船田 譲君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二六六号 昭和四十四年四月二十五日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡益子町益子町農業委

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四二九七号 昭和四十四年四月二十五日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 岩手県紫波郡紫波町紫波町長 村

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四三三八号 昭和四十四年四月二十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 栃木県那須郡馬頭町馬頭町議会

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四三五六号 昭和四十四年四月二十八日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 北海道久遠郡大成町大成町農業委

紹介議員 河口 陽二君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四三五八号 昭和四十四年四月二十八日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 北海道野付郡別海村字西別市街別

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四三六三三号 昭和四十四年四月三十日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 北海道標津郡中標津町字中標津

三〇線南九 正城武外七十三名

紹介議員 高橋雄之助君

第四二四〇号 昭和四十四年四月二十四日受理
開拓負債整理に関する立法の促進に関する請願

請願者 札幌市北四条西一丁目共済ビル

紹介議員 河内 陽一君

現在農林省では開拓行政を一般農政に円滑に移行するための措置の一環として近く開拓負債の整理に関する法律案を今国会に提出するとのことであるが、本法は、開拓者の営農の振興および開拓農協組織の再編成等の観点からも、きわめて重要と考えられるのでこれが立法について特段の高配を図られたい

理由
北海道の開拓農家および開拓農業協同組合は、入植以来の困難な営農条件により累積した固定化負債のため運営整備に重大な阻害をうけている。

第四二四一号 昭和四十四年四月二十四日受理
農業者年金制度確立に関する請願(六通)

請願者 茨城県行方郡玉造町羽生一、二八

紹介議員 郡 祐一君

農業者の老後の生活保障と、農業経営の若返りの促進および経営移譲の円滑化とを目的とする農業者年金制度の確立を早急に図られたい

理由
一、わが国農業は、国民食糧の安定的供給にため、経済の高度成長に大きく寄与してきたが、そのにない手たる農業者の老後保障はきわめて貧弱である。

二、いまやわが国農業を近代的経営に育成することが不可欠であるにもかかわらず、それを主体的にうけて立つべき資質の高い経営担当者の確保がますます困難になつてゐる。

第四二四二号 昭和四十四年四月二十四日受理
農業者年金制度確立に関する請願(二通)
請願者 茨城県久慈郡里美村上深萩二五
石川健外二千七十九名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四二六七号 昭和四十四年四月二十五日受理
農業者年金制度確立に関する請願(二通)
請願者 茨城県久慈郡金砂郷村小島一七
二 藤咲善一外三千四百四十九名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四二九八号 昭和四十四年四月二十五日受理
農業者年金制度確立に関する請願(六通)
請願者 茨城県真壁郡関城町大字関本上
小幡角三郎外九千二百八十七名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四二九九号 昭和四十四年四月二十五日受理
農業者年金制度確立に関する請願(六通)
請願者 茨城県猿島郡三和町大字諸川三七
五 館野勝郎外八千八百九十三名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四三〇〇号 昭和四十四年四月二十五日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 茨城県鹿島郡大洋村下沢 菅谷正
八外七百十二名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四三四〇号 昭和四十四年四月二十六日受理
農業者年金制度確立に関する請願(七通)
請願者 茨城県那珂郡東海村外宿一〇〇
高橋昇外八千六百五十八名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四三五〇号 昭和四十四年四月二十八日受理
農業者年金制度確立に関する請願(四通)
請願者 茨城県東茨城郡常北町那珂西一、
九四〇 海野きよ外七千四百七十
七名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四三五一号 昭和四十四年四月二十八日受理
農業者年金制度確立に関する請願(二通)
請願者 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 宮
本一郎外三千百十名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四三六四号 昭和四十四年四月三十日受理
農業者年金制度確立に関する請願(二通)
請願者 茨城県北茨城市関本町富士ヶ丘
村山留三郎外二千五十一名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四三六五号 昭和四十四年四月三十日受理
農業者年金制度確立に関する請願(八通)
請願者 茨城県新治郡出島村大字安食八九
六 野口一次郎外七千五百四十五
名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四三〇七号 昭和四十四年四月二十五日受理
トマト加工製品、果汁等の農産加工品と外国産果
実類の貿易自由化反対に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議
長 尾崎秀男

紹介議員 林 虎雄君

総合農政推進のため、そ、菜及び果樹農業の安定化
を図るとともに、トマト加工製品、果じゅう、オ
レンジ、グレープフルーツ等農産加工製品及び外
国産果実類の輸入自由化を行なわなければならないよう強く要
請する。

理由

最近、当局においては、貿易の自由化を進めるた
め、わが国の残存輸入制限品目の自由化を検討中
であり、また、これに関する日米交渉においてア
メリカ政府は、トマト加工製品等の即時自由化を
要求している由であるが、もし、これが実現した
場合、本県はもとよりわが国のトマト産業及び果
樹産業の発展に重大な影響を及ぼすものと懸念さ
れる。

第四三〇八号 昭和四十四年四月二十五日受理
トマト加工製品、果汁等の農産加工品と外国産果
実類の貿易自由化反対に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議内
金井秀雅

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第四三〇七号と同じである。

第四三一二号 昭和四十四年四月二十五日受理
自主流通米に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議
長 尾崎秀男

紹介議員 林 虎雄君
政府は、自主流通米制度を計画しているが、こ
れに対し、生産者の間には、食糧管理制度等をな
しくずしに撤廃するのではないか、米の自由化へ
の第一歩ではないかという不安があり、一方、消
費者の間には米が現在よりも高くなるのではない
かと心配もある。このように農民と消費者とに与
える影響が重大であるから、国は、食糧管理制度
の根幹を堅持し、慎重に国民生活の安定を図られ
たい。

第四三二三号 昭和四十四年四月二十五日受理
食肉(牛肉、豚肉)の輸入に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議
長 尾崎秀男

紹介議員 小山邦太郎君
国は、需要に見合う国内産食肉の生産対策に万全
の措置を講ずるとともに、肉畜の生産意欲を圧迫
するような外国産食肉の輸入については特に慎重
なる配慮をされたい。

理由
最近、食肉需要の順調な伸びに対応する供給、特
に肉豚の生産が停滞ぎみであるところから、外国
産食肉の輸入が急激に増加している。

肉畜生産の伸びやみは、生産構造の急速な変化
や公害問題等社会的事情によるほか、価格の先行
き不安も大きく影響している。これらの諸問題を
克服し次第に生産が回復基調にあるとき、単に価
格調整のみを目的とする食肉の輸入を続けること
は、わが国肉畜経営の近代化を阻害するばかりで
なく、生産意欲までも消沈させ、今後における肉畜
振興の、えに大きく影響を及ぼすことが憂慮され
る。

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。
一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改
正する法律案(衆)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す
る法律案
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正
する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十
三年法律第九十九号)の一部を次のように改正
する。
第一条中「基き」を「基つき」に改め、「法人」の
下に「並びにこれらの法人の全部又は一部の相

二年分に相当する額

二 既に支給を受けた退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の総額

3 労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法による遺族補償一時金が支給されることとなった場合における年金者遺族一時金の額は、その額から当該遺族補償一時金の額を控除した金額とする。

第五十五条第一項を次のように改める。

前条の規定による掛金は、組合員においてその百分の四十を、その組合員を使用する農林漁業団体等においてその百分の六十を負担する。

第六十一条第三項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第六十二条第一項第一号中「給付に要する費用」を「給付に要する費用(次項の追加費用を除く。以下この号において同じ。)」の「に」を「百分の十六」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、この法律の規定により組合員又は任意継続組合員についてこれらの者の厚生年金保険の被保険者期間を通算することによつて組合に生ずる追加費用の二分の一に相当する額を補助することができる。

別表第二の下欄中「八四、〇〇〇円」及び「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。
(三十九年改正法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号中「月額」の下に「(当該平均標準給与の月額の算定の基礎となつた標準給与の月額に一万二千元に満たないものがあるとき

は、これを一万二千元として算定するものとす
る。)」を加え、同条第五号中「月額」の下に「(その額が一万二千元に満たないときは、一万二千元とする。)」を加える。

附則第六条第一項中「年額は、同項の規定にかかわらず、を「年額」に、「合算額とする」を「合算額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該合算額(その額が新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは当該金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額をこえるときは同額の額)とする。))を当該退職年金の年額とする」に改め、同項ただし書を削る。

旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る新法第三十七条第二項及び第三項の規定による退職年金の改定額が、次の各号に掲げる額のいずれか多い額より少ないときは、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該多い額を当該退職年金の改定額とする。

一 当該更新組合員について前条第一項の合算額の算定の例により算定した額を新法第三十六条第二項の規定による額とした場合に同条の規定により退職年金の額とされる額

二 当該更新組合員の旧法の規定による退職年金(以下この条において「従前の退職年金」という。)の額に次のイ及びロに掲げる期間に応じイ及びロに掲げる額の合算額を加算して得た額。ただし、その額が新法の平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額(旧法第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、当該金額(その額が従前の退職年金の額にイに掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額)とする。

とする。

イ 旧法組合員期間(従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く。その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

ロ 新法組合員期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

附則第七条第二項を削り、同条第三項中「前項各号」を「前項第二号イ及びロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第二項及び前項」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十一条中「額は、同号の規定にかかわらず、を「額」に、「合算額とする」を「合算額より少ないときは、新法第三十八条第二項第一号の規定にかかわらず、当該合算額を同号に掲げる額とする」に改める。

附則第十二条第三項ただし書中「六万円」を「九万六千元」に改める。

附則第十三条第一項中「加算する額は、これらの規定にかかわらず、を「加算する額」に、「合算額とする」を「合算額より少ないときは、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該合算額を当該加算する額とする」に改める。

附則第十五条第五項中「第七項第五項」を「第七項第三項」に改める。

附則第十六条第一項中「加算する額は、同号の規定にかかわらず、を「加算する額」に、「合算額とする」を「合算額より少ないときは、新法第四十六条第一項第一号の規定にかかわらず、当該合算額を当該加算する額とする」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 更新組合員に係る新法第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金の額が附則第六条第一項の合算額の算定の例により算定した額

の百分の五十に相当する額より少ないときは、同号の規定にかかわらず、当該百分の五十に相当する額を当該遺族年金の額とする。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条 削除
(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四条中「次の各号の一に該当する者」を「明治四十四年四月一日以前に生まれたもの」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条に後段として次のように加える。

施行日前から引き続き組合員又は任意継続組合員であつて改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第一項に規定する事由に該当してその資格を喪失するもの(その資格の喪失の際農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三の規定による通算退職年金を受け権利を有することとなる女子以外の女子を除く。))についても、当分の間、同様とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第一号のうち農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という。)第一条の改正規定は別に法律で定める日から、附則第四項の規定は公布の日から施行する。

(法第一条の改正規定の施行のための措置)

2 第一条のうち法第一条の改正規定の施行に關し必要な事項は、別に法律で定める。

(法及び三十九年改正法の改正に伴う経過措置)
3 この法律の施行の目前に法の規定により給付事由が生じた給付については、附則第九項から附則第十五項までの規定によるほか、第一条の規定による改正後の法及び第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という。))

附則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 農林漁業団体職員共済組合が昭和四十四年十月一日前に第一条の規定による改正前の法第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の法第二十条第一項の規定の例による。

5 昭和四十四年十月一日前に第一条の規定による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に職員になつたものとみなし、第一条の規定による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

6 昭和四十四年十月一日以後に資格の喪失（組合員にあつては法第十五条第二項各号に掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては法第十七条第六項各号に掲げる事由による任意継続組合員の資格の喪失又は法第三十九条第一項若しくは法第四十五条第一項の障害給付の請求をいう。）をした組合員又は任意継続組合員（同日前に組合員又は任意継続組合員であつた者に限る。）に係る退職給付、障害給付又は遺族給付につき平均標準給与の月額を計算する場合における法第二十一条の規定の適用については、同条中「標準給与の月額」とあるのは、「標準給与の月額（その額が一萬二千元に満たないときは、一萬二千元とする。）とする。

7 この法律の施行の日の前日に組合員又は任意継続組合員であつた者でこの法律の施行の日以後引き続き組合員又は任意継続組合員であるものが死亡した場合において、第一条の規定による改正前の法第五十条第一項の規定を適用することとしたならばその者の遺族が同項の規定による遺族一時金を受ける権利を有することとなるときは、当該遺族の希望によりその者に同条第二項に規定する額の遺族一時金を支給する。

この場合においては、第一条の規定による改正後の法第五十条の規定は適用しない。

昭和四十四年五月三十一日印刷

8 前項の規定による遺族一時金が三十九年改正法附則第四条第三号の更新組合員に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、当該遺族一時金の額は第二条の規定による改正前の三十九年改正法附則第十九条に規定する額とする。（従前の退職年金等の額の改定）

9 次の各号に掲げる者に係る当該各号の法律の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を、これらの年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の各月における標準給与の月額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額（その額が一萬二千元に満たないときは一萬二千元とし、十五万円をこえるときは十五万円とする。）を基礎として、障害年金にあつてはさらに当該年金の額の決定の基礎となつた廃疾の状態を基礎とし、かつ、法第三十九条第一項第一号に規定する職務上傷病による廃疾であるかどうかの別に応じて、第一条の規定による改正後の法第三章及び第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則の規定を適用して算定した額に改定する。

一 三十九年改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）の資格の喪失（組合員にあつては旧法第十五条第二項各号に掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第十七条第四項第一号若しくは第二号の事由による任意継続組合員の資格の喪失又は旧法第三十九条第一項の障害給付の請求をいう。）をした組合員又は任意継続組合員
二 昭和四十四年九月三十日以前に三十九年改正法による改正後の法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員
三 昭和四十四年十月一日以前に三十九年改正法による改正後の法の資格の喪失（組合員にあつては旧法第十五条第二項各号に掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第十七条第六項各号に掲げる事由による任意継続組合員の資格の喪失）に係る退職給付、障害給付又は遺族給付につき平均標準給与の月額を計算する場合における法第二十一条の規定の適用については、同条中「標準給与の月額」とあるのは、「標準給与の月額（その額が一萬二千元に満たないときは、一萬二千元とする。）とする。

昭和四十四年六月二日発行

10 前項の規定により年金額を改定する場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従来の年金額をもつて改定年金額とする。

11 法第三十六条第三項、法第三十九条の二第三項、法第四十六条第三項、旧法第三十九条第四項、旧法第四十一条第二項又は旧法第四十七条の規定による控除をされなかつた者に係る次の各号に掲げる年金について附則第九項又は前項の規定により改定される改定年金額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当該各号に掲げる額を当該各号に掲げる年金の改定年金額とする。

一 退職年金 十三萬五千六百円
二 廃疾の状態が法別表第二の上欄の一級に当該する者に支給すべき障害年金 十六萬五千六百円
三 廃疾の状態が法別表第二の上欄の二級に当該する者に支給すべき障害年金 十三萬五千六百円
四 廃疾の状態が法別表第二の上欄の三級に当該する者に支給すべき障害年金 九萬六千円
五 遺族年金 十萬五千六百円

12 前項に規定する控除をされた者に係る同項各号に掲げる年金について附則第九項又は附則第十項の規定によりその額を改定する場合において当該控除をする前の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当該各号に掲げる額から当該控除額を控除した額を当該各号に掲げる年金の改定年金額とする。ただし、次項の規定の適用を妨げない。

13 附則第十一項に規定する控除をされた者に係る次の各号に掲げる年金について附則第九項又は附則第十項の規定により改定される改定年金額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当該各号に掲げる額を当該各号に掲げる年金の改定年金額とする。

一 退職年金又は障害年金 九萬六千円
二 遺族年金 四萬八千円
14 附則第九項の規定により年金額を改定する場合において、同項の規定により算出して得た年金に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつて同項の規定による改定年金額とする。

15 附則第九項に規定する年金の昭和四十四年十月分として支給すべき額は、附則第十一項から前項までの規定にかかわらず、その額に係る年金額が退職年金又は障害年金にあつては九萬六千円、遺族年金にあつては四萬八千円に満たないときは、その額をこれらの年金の同月分として支給すべき額に係る改定年金額とする。（政令への委任）

16 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

附則別表

期間の区分	率
昭和三十四年一月から昭和四十四年九月まで	二・五七一
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	二・四五二
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	二・二一四
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・九四四
昭和四十一年十月から昭和四十二年九月まで	一・七五八
昭和四十三年十月から昭和四十四年九月まで	一・五七二
昭和四十五年十月から昭和四十六年九月まで	一・四二八
昭和四十七年十月から昭和四十八年九月まで	一・三二四
昭和四十九年十月から昭和五十年九月まで	一・二〇六
昭和五十二年十月から昭和五十三年九月まで	一・〇九六

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約十三億二千七百万円の見込みである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局